



# 第3次一宮市男女共同参画計画

2019年度－2023年度



平成 31 年 3 月  
一 宮 市



## はじめに

本市では、平成 23（2011）年 3 月に、「第 2 次一宮市男女共同参画計画～138 ハートフルプラン～」を策定し、男女がお互いの人権を認め合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。



国においては、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革や女性の活躍推進などに視点をおいた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる場面で女性が活躍できる社会づくりが求められています。

平成 28（2016）年には、私も、内閣府男女共同参画局が呼びかける「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者として、名前を連ね、女性の活躍推進に積極的に取り組んでまいりました。しかし、平成 30（2018）年に実施した市民アンケート調査結果によると、固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消に向かってはいるものの、まだまだ、男女の不平等感が残っている現状がうかがえます。

こうした国の動きや本市の現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、性的少数者（LGBT 等）への理解促進や防災分野における女性の参画などの新たな課題にも対応した「第 3 次一宮市男女共同参画計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、団体、企業との連携により積極的に男女共同参画を推進してまいりますので、より一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、市民アンケート、市民ワークショップ等によりご意見をいただきました市民の皆様、多大なお力添えをいただいた「一宮市男女共同参画推進懇話会」委員の皆様ならびに関係各位に、心からお礼申し上げます。

平成 31（2019）年 3 月

一宮市長 中野 正康

# 目 次

第 1 章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定における背景.....	1
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第 2 章 一宮市の状況 .....	6
1 一宮市における人口・世帯等の状況.....	6
2 一宮市における分野別の状況.....	10
3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状.....	17
4 第 2 次計画の評価.....	45
第 3 章 計画のめざす方向 .....	47
1 基本理念.....	47
2 めざすべき姿.....	48
3 基本目標.....	49
4 計画の体系.....	50

<b>第4章 計画の内容</b> .....	<b>51</b>
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上 .....	51
基本目標2 女性の活躍できる環境づくり .....	57
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進 .....	64
基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり .....	74
基本目標5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 .....	83
市の率先行動 .....	91
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>92</b>
1 推進体制 .....	92
2 進捗管理方法 .....	93
3 成果指標一覧 .....	94
<b>参考資料</b> .....	<b>97</b>
1 計画策定の経緯 .....	98
2 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿 .....	99
3 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱 .....	101
4 男女共同参画社会基本法 .....	103
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	107
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	115
7 男女共同参画に関する年表 .....	121
8 用語解説 .....	126



## 1 計画策定における背景

### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催して「世界行動計画」を採択し、その後 10 年を「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのより一層の行動とイニシアティブ（成果文書）が採択されました。

平成 17（2005）年には、「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成 22（2010）年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

平成 23（2011）年には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

また、平成 24（2012）年には、第 56 回国連婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

## (2) 日本の動き

---

日本では、昭和 50 (1975) 年の国際婦人年を契機に、同年総理府 (現在の内閣府) に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 52 (1977) 年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 (1985) 年には、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成 12 (2000) 年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 (2001) 年には、配偶者からの暴力 (DV) にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (以下、「DV防止法」という。)」が制定されました。

平成 17 (2005) 年には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が策定されました。

平成 19 (2007) 年には、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 22 (2010) 年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 (2015) 年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。



### (3) 愛知県の動き

---

愛知県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、平成 13（2001）年 3 月に、愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。

平成 14（2002）年 4 月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行、総合的かつ計画的に施策が進められました。

その後、平成 18（2006）年 10 月には「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、平成 23（2011）年 3 月には「あいち男女共同参画プラン 2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。

平成 27（2015）年 3 月には、社会経済情勢の変化や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

### (4) 一宮市の動き

---

一宮市では、昭和 42（1967）年 10 月の「婦人の家」開館以後、女性の就業や社会参加などの男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

平成 12（2000）年 3 月には、「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定し、この計画に基づき、庁内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための取組や事業を実施してきました。

平成 14（2002）年 4 月には、男女共同参画を全庁的に推進していくことを目的に、男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更しました。

平成 23（2011）年 3 月には、「第 2 次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定しました。

平成 27（2015）年 3 月には、男女共同参画に関わる世界や国、県の動きなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第 2 次一宮市男女共同参画計画（後期計画）～138ハートフルプラン～」を改定しました。また、同年 9 月に「女性活躍推進法」が施行されたことに伴い、平成 28（2016）年 11 月に本計画を「市町村推進計画」と位置付けるため、一部改定を行いました。

## 2 計画の位置づけ

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、一宮市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

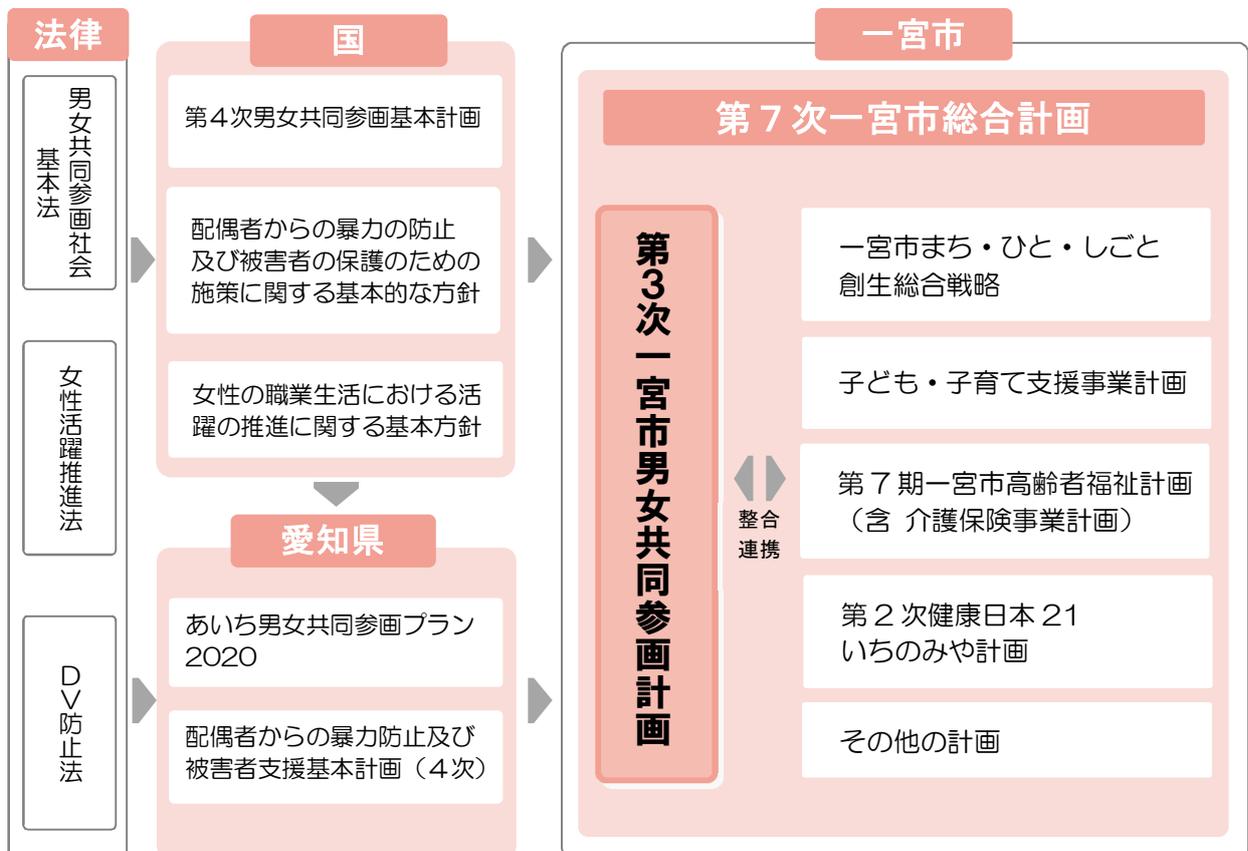
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2020」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

(第4章の基本目標1、基本目標2、基本目標3)

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。(第4章の基本目標5)

○本計画は、一宮市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



### 3 計画の期間

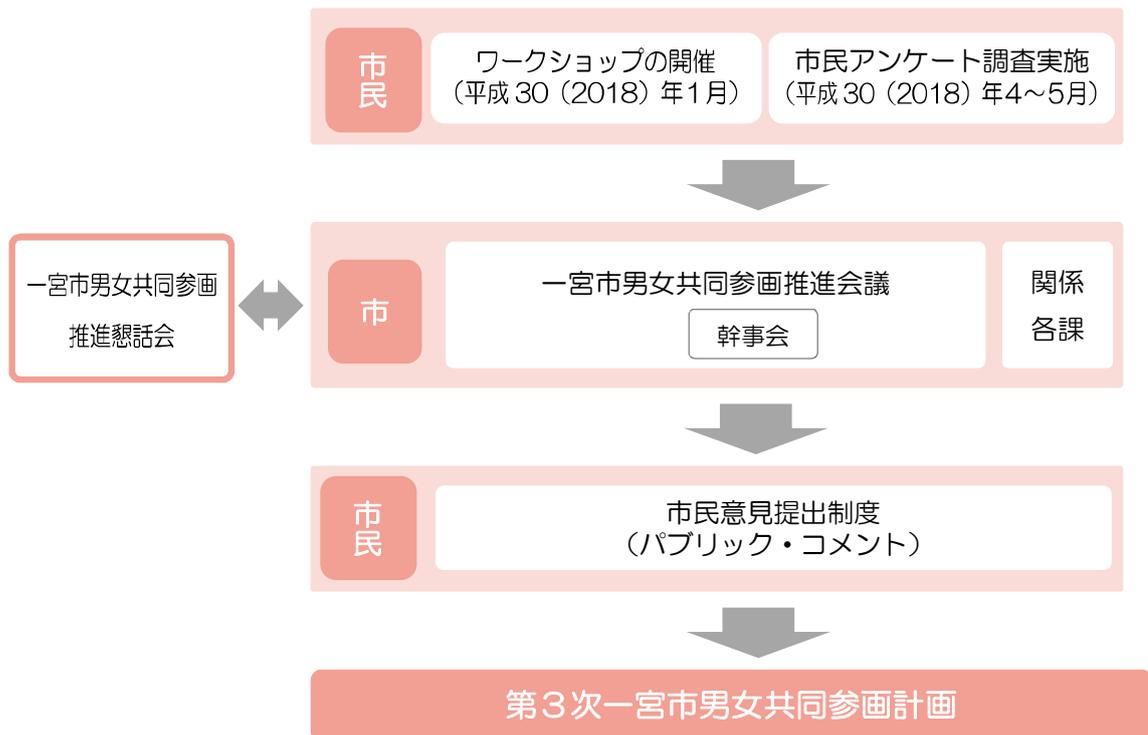
計画期間は2019年度から2023年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況などにより、必要に応じて、計画の見直しを行うものとしてします。

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
第3次一宮市男女共同参画計画					第4次一宮市男女共同参画計画			
第7次一宮市総合計画								

### 4 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内関係部局で男女共同参画を推進していくために組織している「一宮市男女共同参画推進会議」、有識者で構成される「一宮市男女共同参画推進懇話会」において審議を重ねるとともに、ワークショップの開催、市民アンケート調査の実施、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施などを通じ、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

#### ■計画策定の流れ



## 第 2 章

# 一宮市の状況

## 1 一宮市における人口・世帯等の状況

### (1) 人口の状況

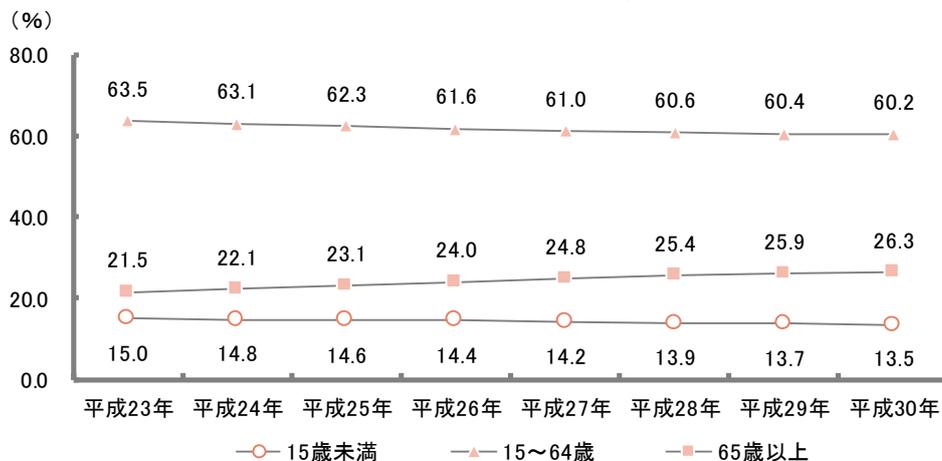
一宮市の「人口の推移」をみると、平成 26（2014）年以降減少傾向になっています。

「年齢3区分別人口比率の推移」をみると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少している一方、老年人口（65 歳以上）の割合は増加しています。

「人口ピラミッド」をみると、いわゆる団塊の世代を含む 65～74 歳と、そのジュニア世代である 40 歳代の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子どもの世代では人口のふくらみがみられないことに加え、「合計特殊出生率の推移」をみても、平成 29（2017）年には 1.40 と、緩やかな低下傾向が続いており、今後より一層、少子高齢化が進むことが予想されます。

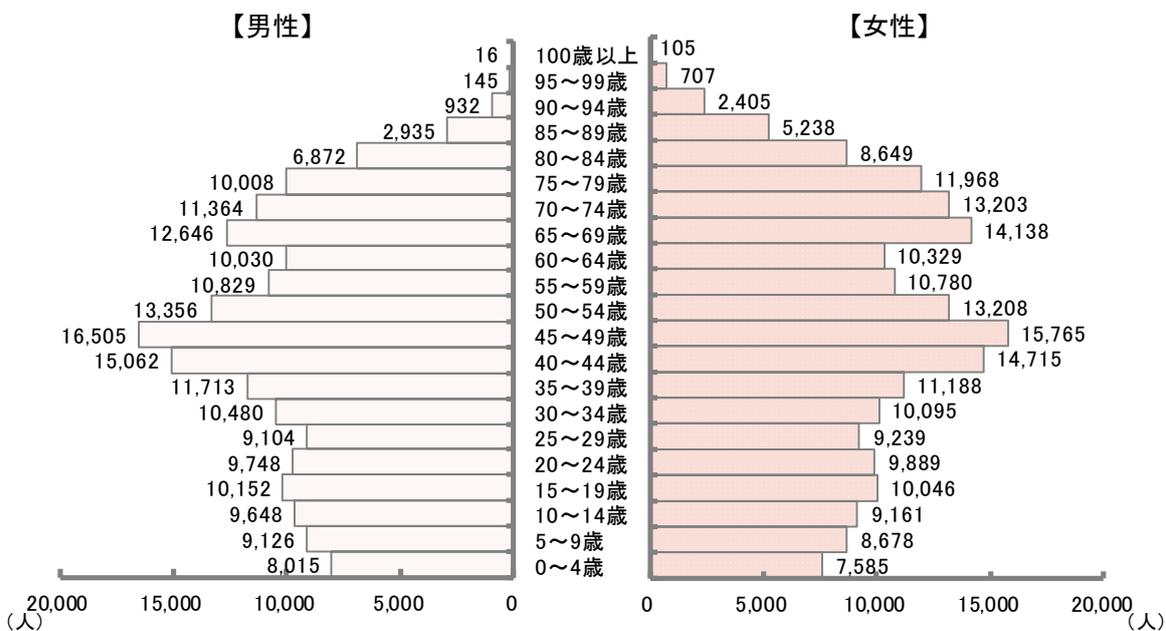


年齢3区分別人口比率の推移



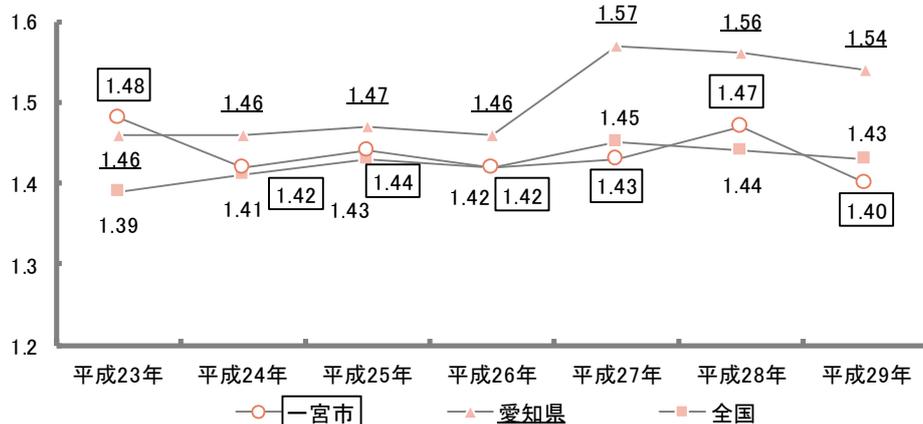
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成30年4月1日現在）

合計特殊出生率の推移



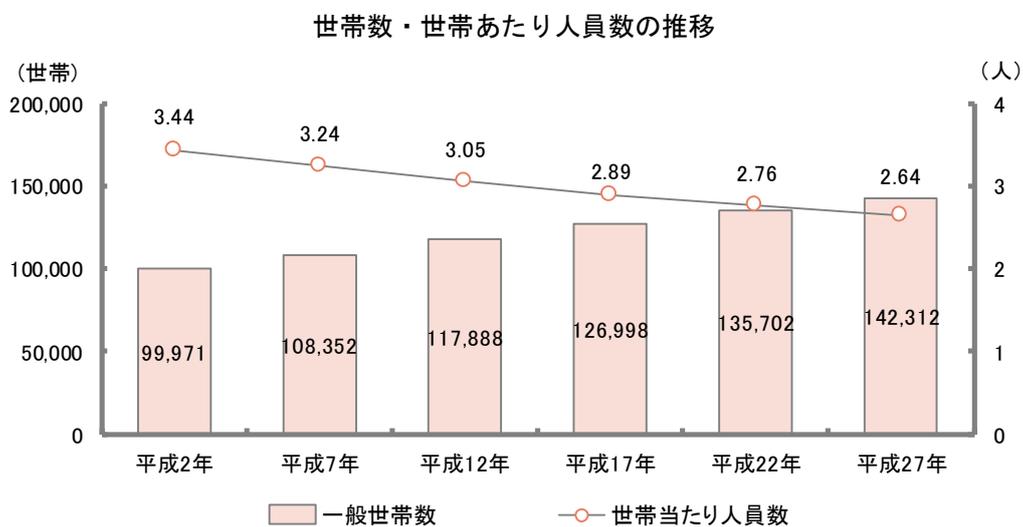
資料：一宮市の人口動態、愛知県人口動態統計

## (2) 世帯の状況

「世帯数・世帯あたり人員数の推移」をみると、一宮市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたりの人員数については減少し続けており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

「世帯区分の推移」をみると、「核家族世帯（夫婦のみ）」「核家族世帯（ひとり親世帯）」「単独世帯」が大きく増加している一方、「三世帯世帯」が減少しています。

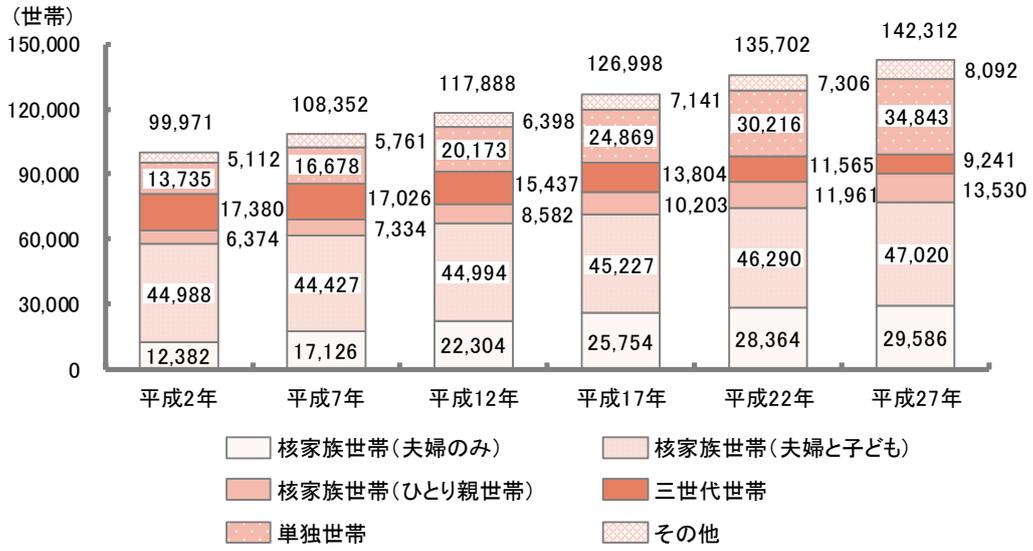
また、高齢者単身世帯数は年々増加しており、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて5倍以上増加しています。



資料：国勢調査

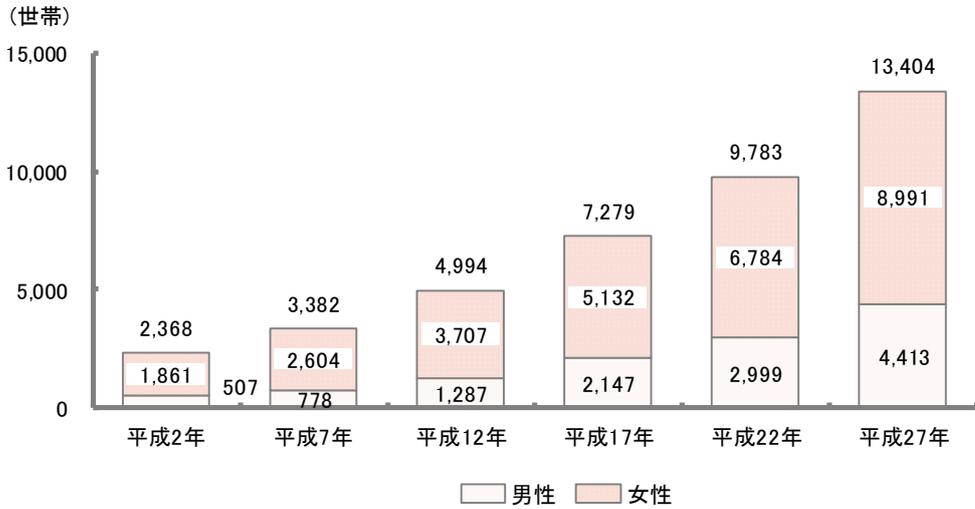


### 世帯区分の推移



資料：国勢調査

### 高齢者単身世帯数の推移



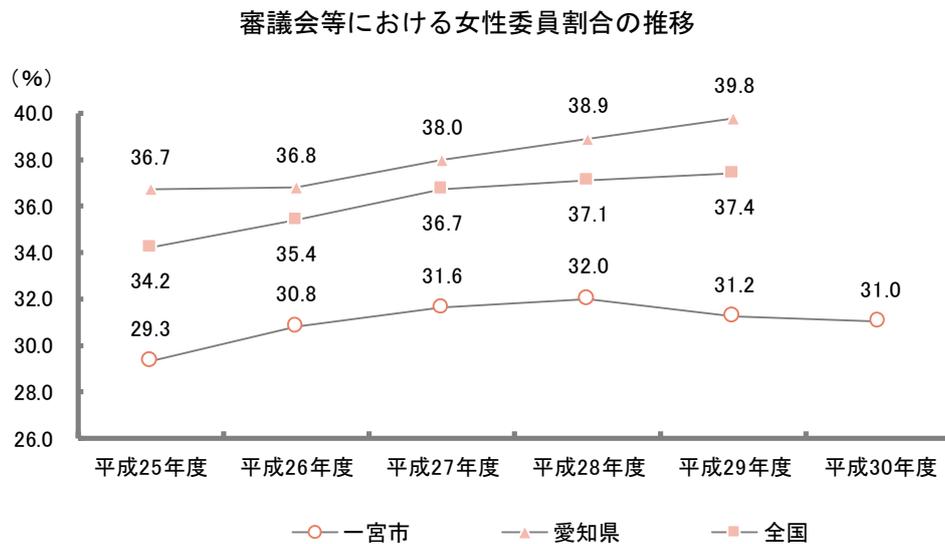
資料：国勢調査

## 2 一宮市における分野別の状況

### (1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

#### ○ 審議会等における女性委員割合の推移

審議会等における女性委員割合は、平成 28 (2016) 年まで増加していましたが、平成 29 (2017) 年以降は減少し、平成 30 (2018) 年には 31.0% となっています。また、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移しています。



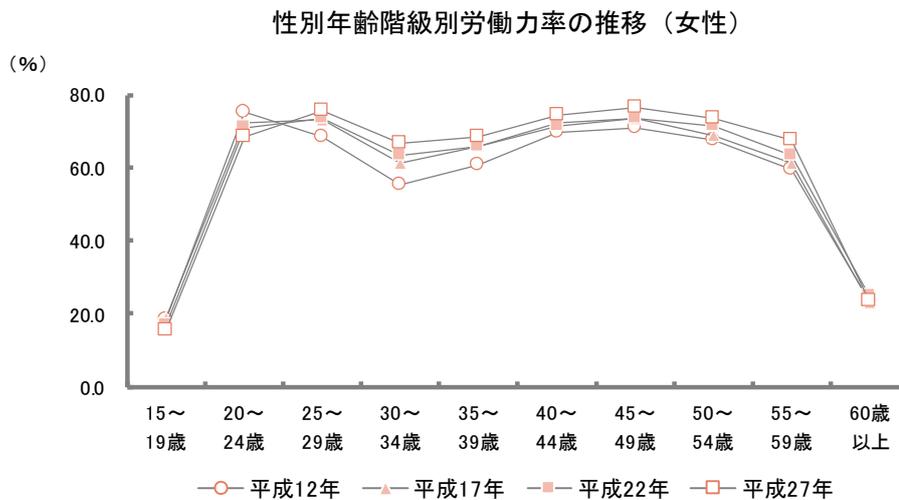
資料：一宮市;政策課、愛知県;愛知県県民文化部男女共同参画推進課、全国;内閣府資料

## (2) 就業における状況

### ① 女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の労働力率を年齢階級別にみると、本市では、全国と同様に30～34歳の労働力率に落ち込みが見られ、出産・育児を機に就業を中断する女性が多いことがわかります。

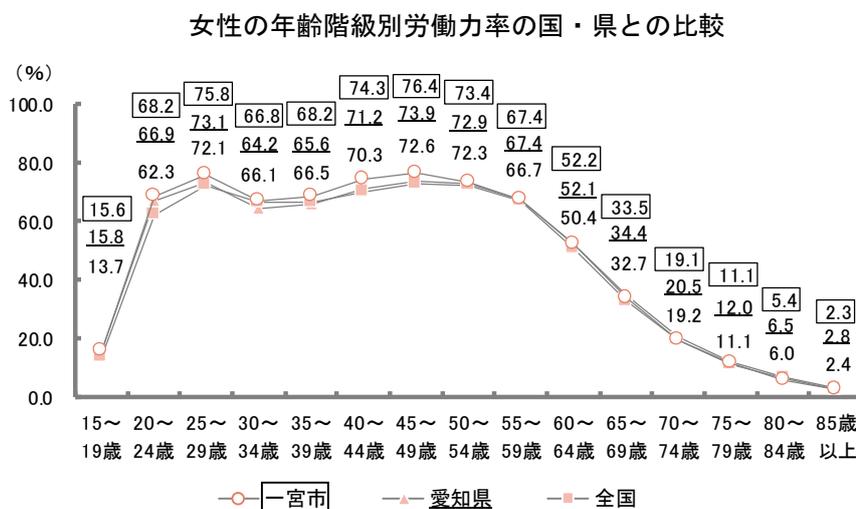
しかしながら、近年、「M字カーブ」は、M字の谷の部分が浅くなっており、30～34歳の労働力率は、平成12(2000)年は、55.4%であるのに対し、平成27(2015)年には、66.8%となっています。



資料：国勢調査

### ② 女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較

年齢階級別にみた女性の労働力率を国や県と比較すると、20～64歳までの各年代で一宮市は全国・県よりも高くなっています。



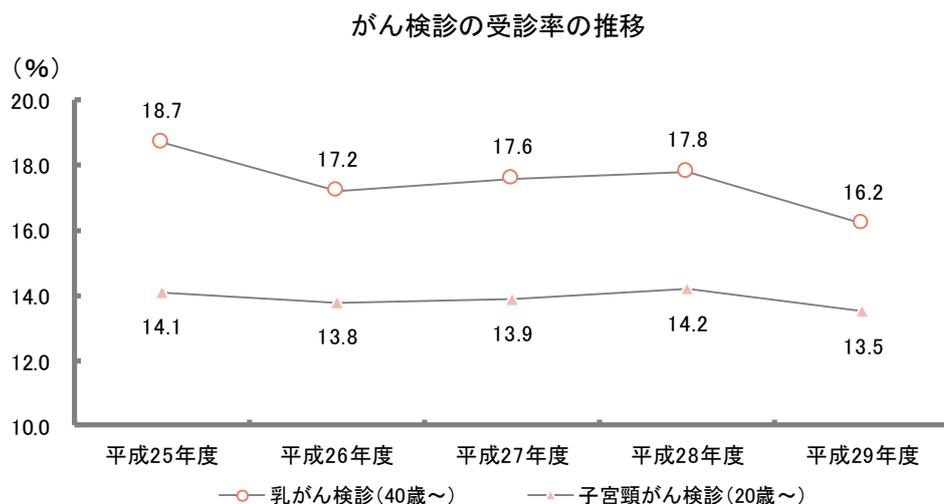
資料：国勢調査 2015年

### (3) 女性の健康に関する状況

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、ここでは、女性の健康に関する状況についてみていきます。

#### ① がん検診の受診率の推移

子宮頸がん検診、乳がん検診いずれも受診率が低い状況となっています。

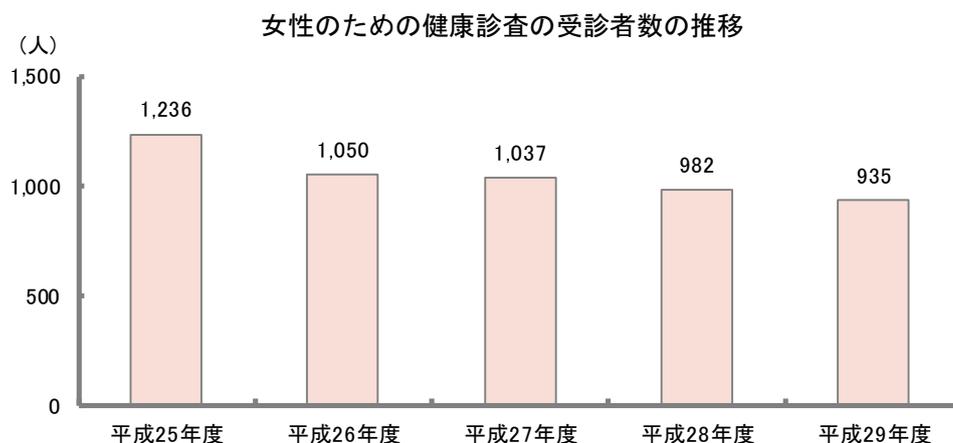


※子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の女性

資料：健康づくり課

#### ② 女性のための健康診査の受診者数の推移

女性のための健康診査の受診者数は、年間1,000人ほどとなっています。

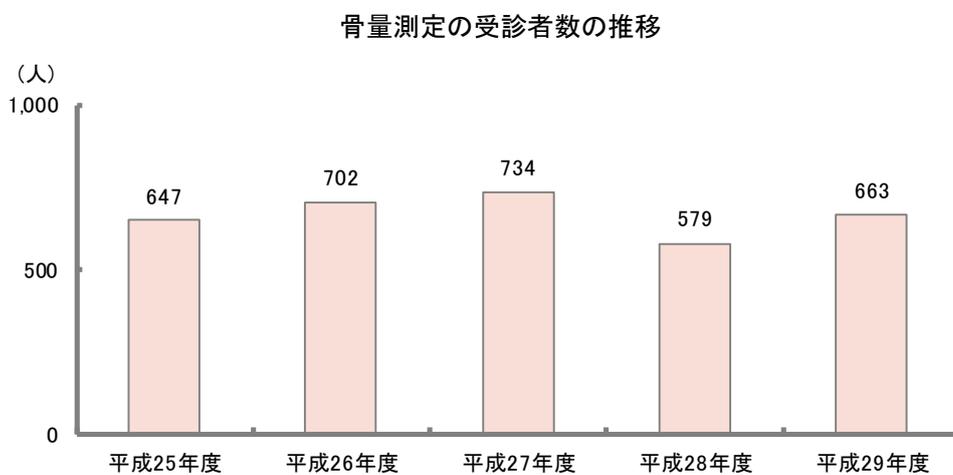


※対象者は18歳以上39歳未満の女性

資料：健康づくり課

### ③ 節目骨検診の受診者数の推移

節目骨検診の受診者数は、年間 600～700 人ほどとなっています。



※対象者は 40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢の女性

資料：健康づくり課



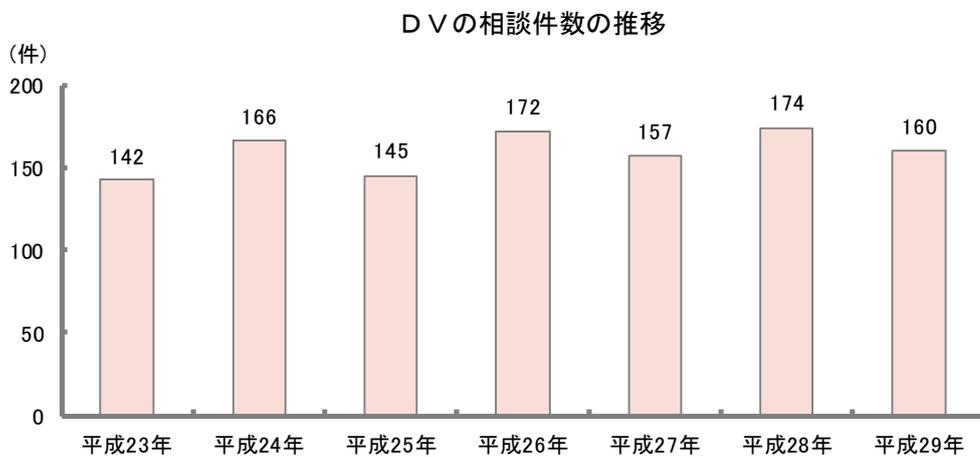
## (4) 女性の暴力に関する状況

### ○ DVの相談件数の推移

一宮市の「DVの相談件数の推移」についてみると、平成23（2011）年から平成29（2017）年にかけて増減を繰り返しています。

全国調査の「DVの相談件数の推移」についてみると、増加傾向で推移しています。女性の相談が大半を占めていますが、男性の相談も増加傾向にあります。

「配偶者からの被害経験」についてみると、「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合が女性で31.3%、男性で19.9%と女性の方が被害経験は多くなっています。



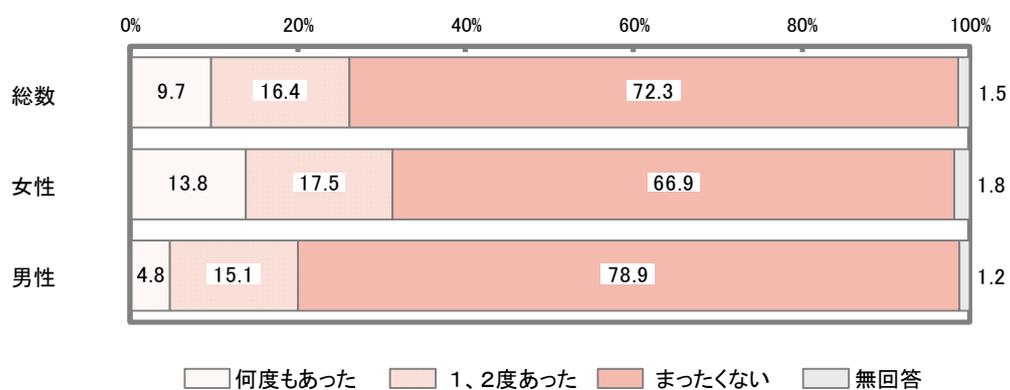
資料：こども家庭相談室

### 【全国調査】DVの相談件数の推移



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

### 【全国調査】配偶者からの被害経験



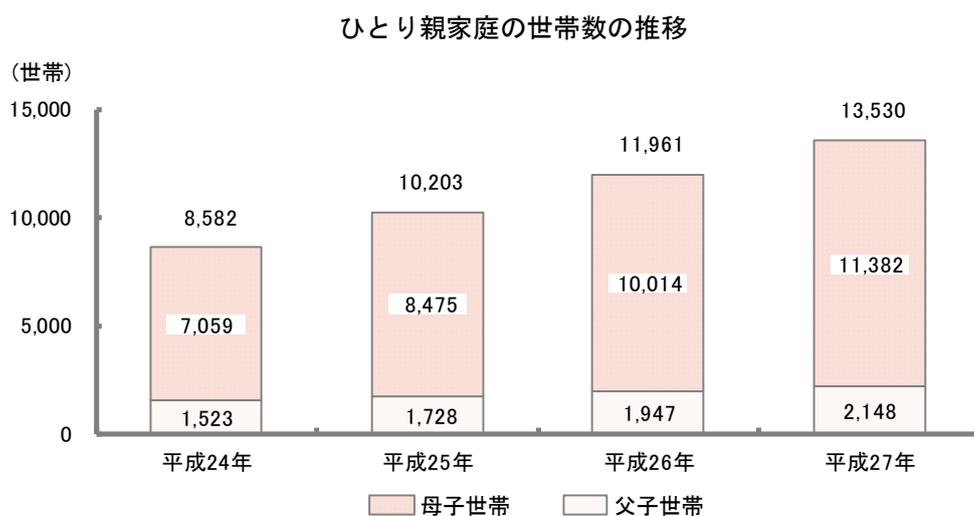
資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書」

## (5) 困難を抱えた人に関する状況

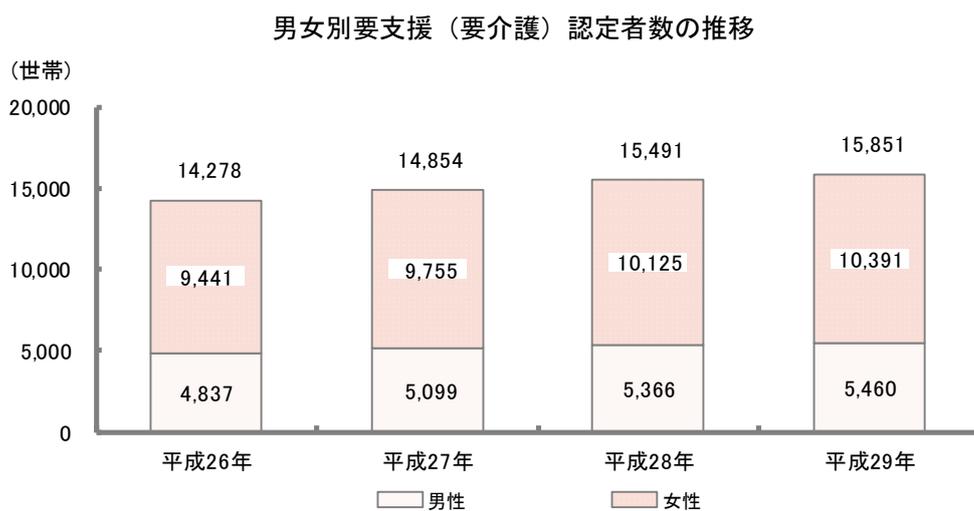
### ○ 困難を抱えた人等の推移

ひとり親家庭の世帯数は、年々増加しており、平成24（2012）年から、平成27（2015）年にかけて母子世帯が1.6倍、父子世帯が1.4倍に増加しています。

また、高齢者人口の増加に伴い、要支援（要介護）認定者数も年々増加しており、そのうち、女性が約7割を占めています。



資料：国勢調査



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状

#### 調査概要

##### 【調査目的】

市民の男女共同参画に関する意識や実態把握のため、アンケート調査を実施しました。

##### 【調査方法等】

- ・調査対象 一宮市内居住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 平成30(2018)年4月
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収法

##### 【回収結果】

送付数	回収数		有効回収率
	有効	無効	
3,000件	1,232件	0件	41.1%

※回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しており、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

##### 【アンケート調査の標本誤差】

アンケート調査を行う場合、その手間や費用を考慮して全母集団から適切な数を抽出し調査するため、アンケートの回答結果に誤差を生じます。それを標本誤差といい、次の計算式によって算出できます。

$$\text{(標本誤差)} = k \sqrt{\frac{(M-n)}{(M-1)} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

M: 母集団  
k: 信頼率による定数(※)  
※一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合、k=1.96となる。

n: 有効回答数  
p: 回答比率

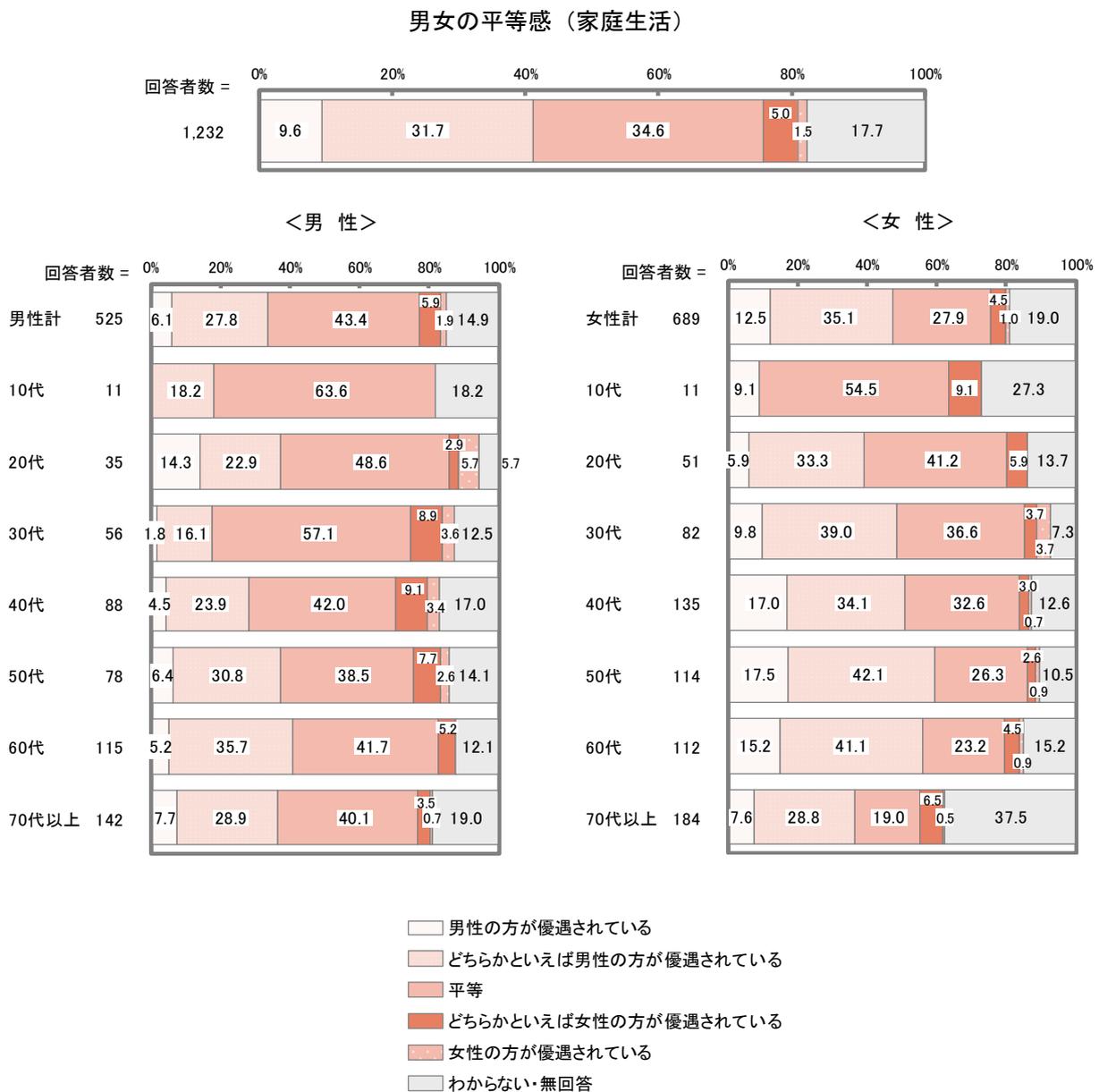
今回の調査においては、約321,000人の市民の方から無作為に3,000人を選んで実施し、n: 有効回答数が1,232件となっており、ある設問について「はい」と回答した割合が80.0%であった場合、上記の式に当てはめて計算すると、標本誤差は約2.23%となります。約±2.23%の誤差を生じることとなりますので、その回答は(95%の確率で)77.77%~82.23%(80.0%±2.23%)の範囲内となります。

## (1) 男女の平等感

### ① 家庭生活

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が高く、約4割となっています。

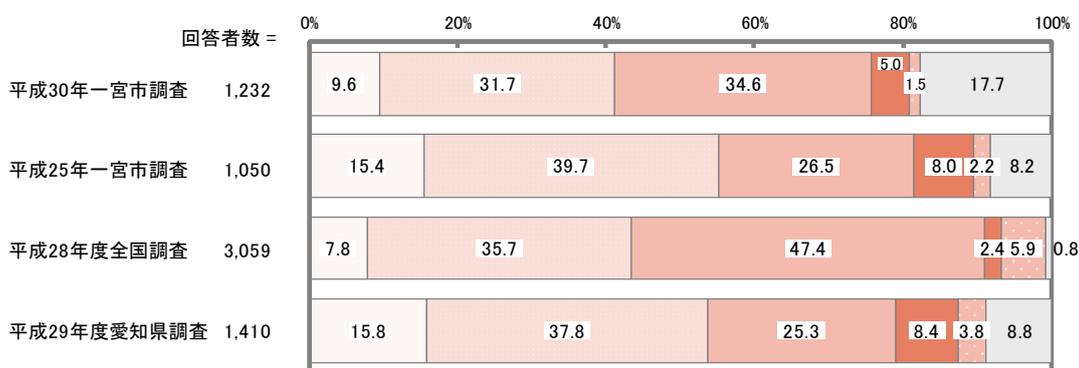
性・年代別では、30代から60代の女性で、同年代の男性より『男性優遇』と回答した人の割合が高く、特に30代では約31ポイントの差がみられます。また、すべての年代で、女性よりも男性に「平等」と回答する人が多く、男女間での意識の違いがみられます。



平成 25（2013）年の一宮市調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合が増加し、『男性優遇』、『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じる人の割合は減少しています。

全国調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合は低くなっていますが、愛知県調査との比較では、「平等」と感じる人の割合は高く、『男性優遇』と感じる人の割合は低くなっています。

### 男女の平等感（家庭生活）



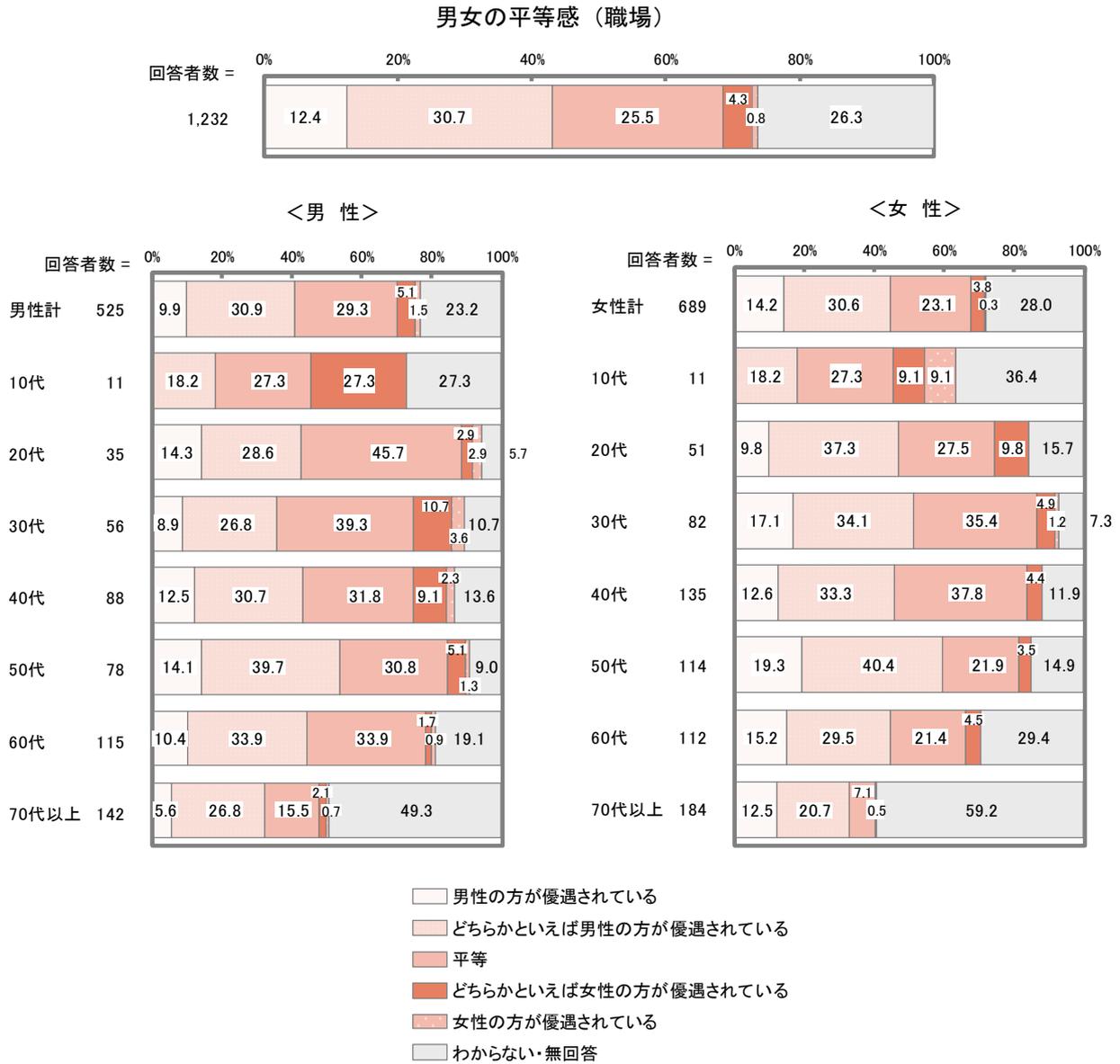
- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

※一宮市：市民アンケート調査（平成 30 年 4 月、平成 25 年 11 月）  
 愛知県：愛知県「平成 29 年度第 2 回県政世論調査（平成 29 年 11 月）」  
 全 国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年 9 月）」  
 （以降、同様）

## ② 職場

全体では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人が約4割と、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

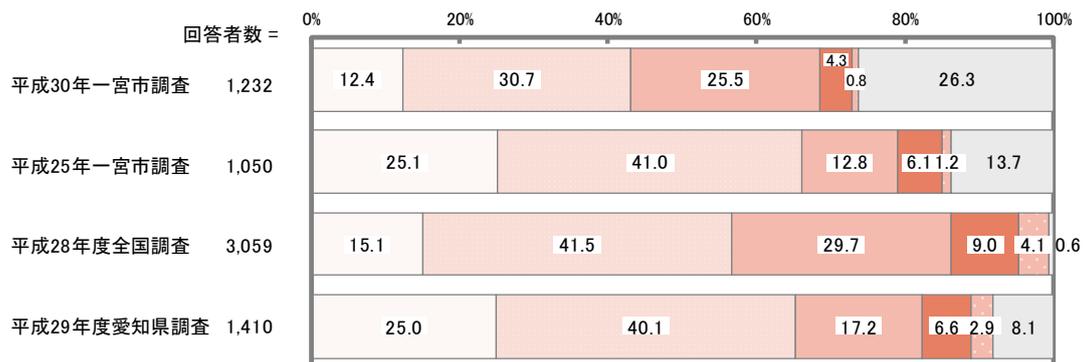
性・年代別では、50代の男性・女性とも、『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、「平等」と感じている人の割合が増加し、『男性優遇』と感じている人の割合は減少しています。

全国、県の調査と比較すると、『男性優遇』と感じている人の割合が低いことがわかります。

### 男女の平等感（職場）



- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

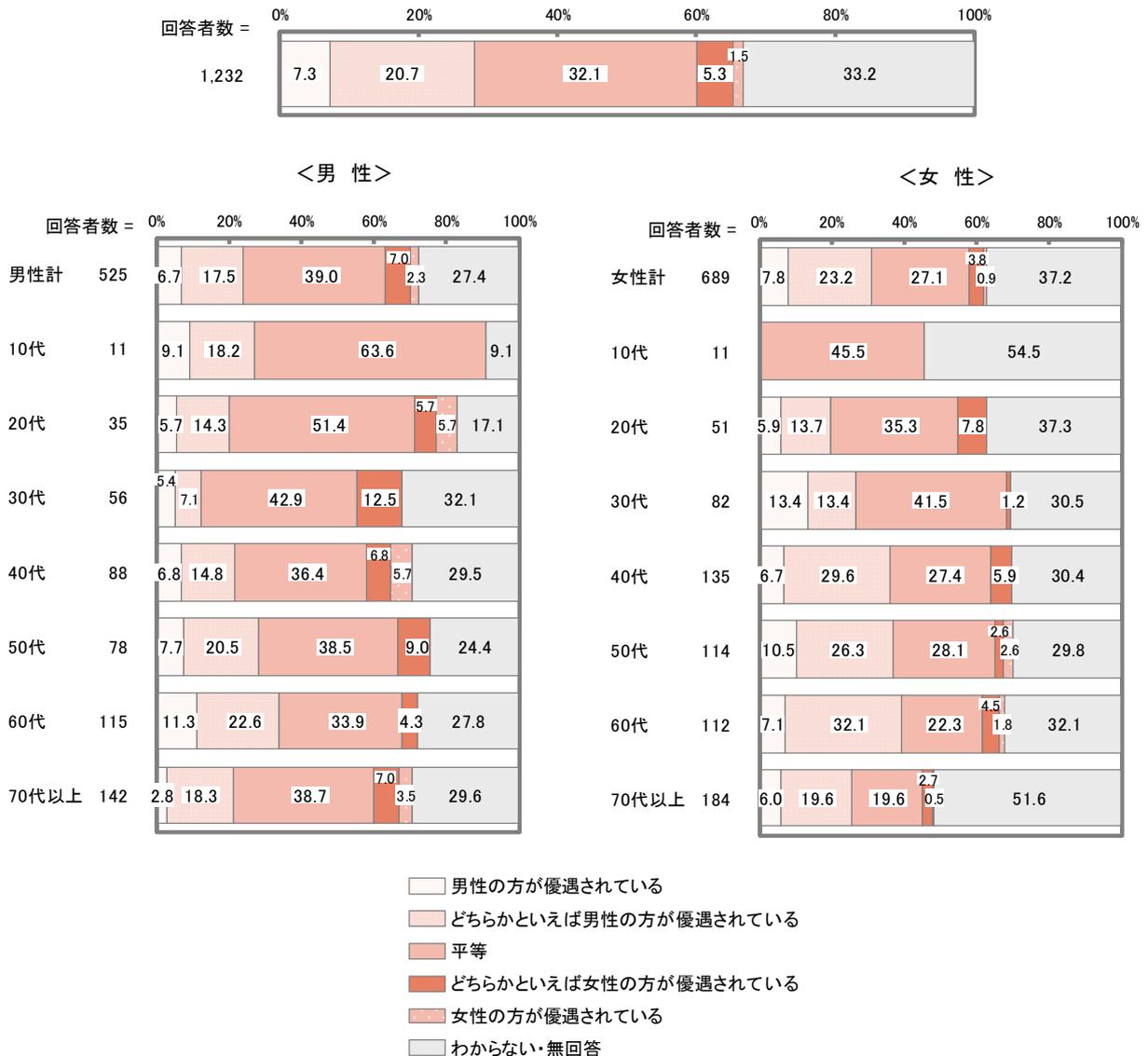


### ③ 地域活動の場

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人と「平等」と回答した人の割合が、どちらも約3割となっています。

性・年代別で見ると、30代以上の女性で、男性より『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。また、すべての年代の男性で、女性に比べ、「平等」と回答した人の割合が高くなっており、男女間での意識の違いがみられます。

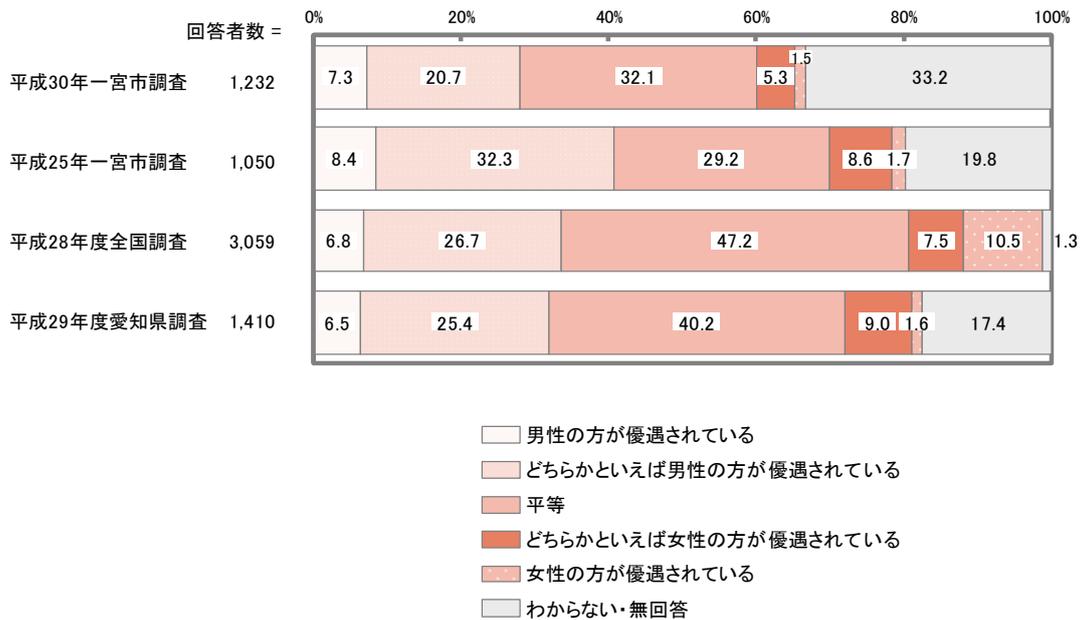
男女の平等感（地域活動の場）



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』、『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と回答した人の割合がともに減少し、「平等」と回答した人の割合は増加傾向にあります。

しかしながら、全国、愛知県調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合は依然として低いことがわかります。

### 男女の平等感（地域活動の場）

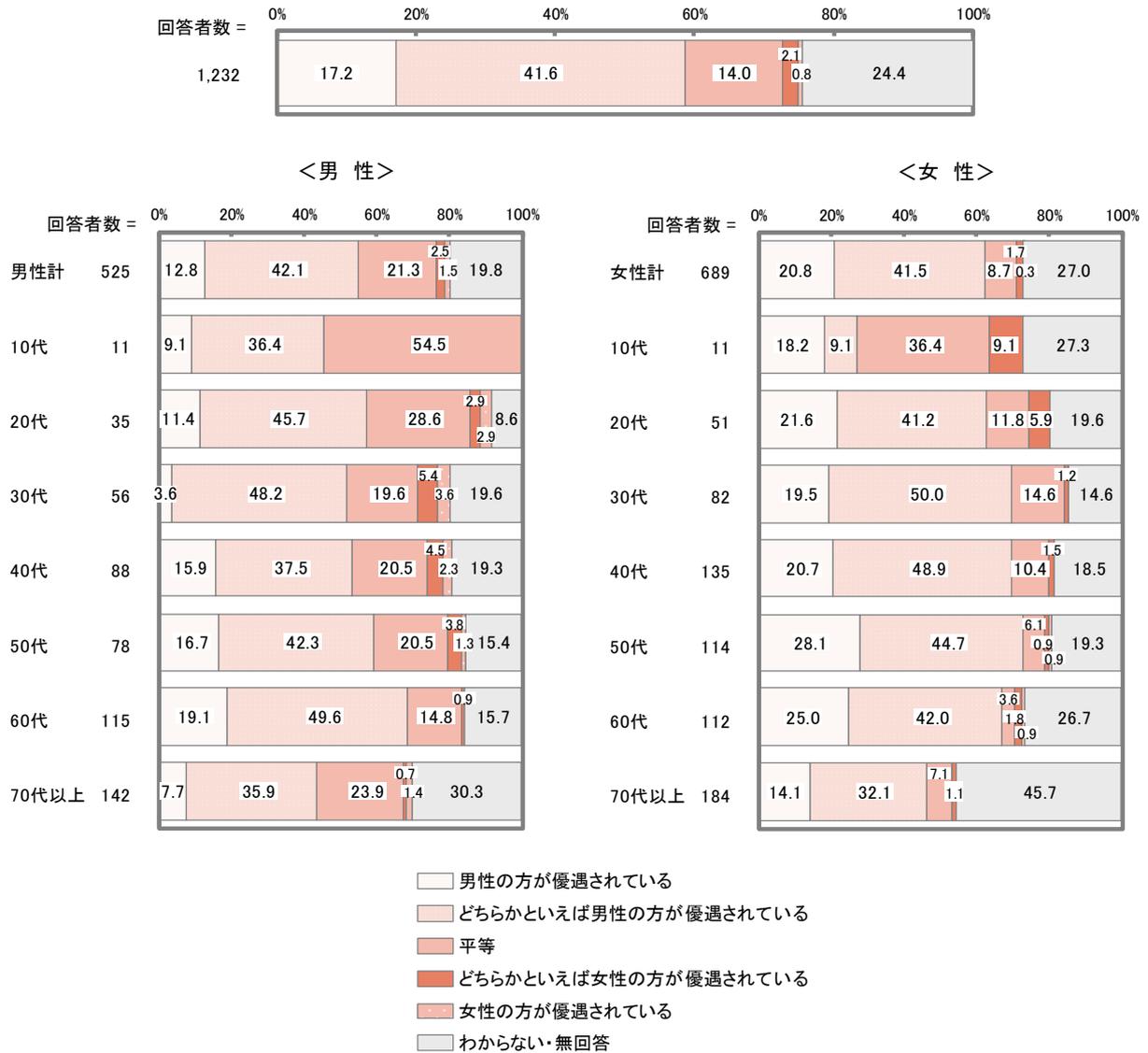


#### ④ 社会通念・慣習・しきたりなど

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が約6割と多くなっています。

性・年代別でみると、20代から50代の女性で、同年代の男性よりも『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。対して、すべての年代の男性で、女性よりも「平等」と感じる人が多くなっています。

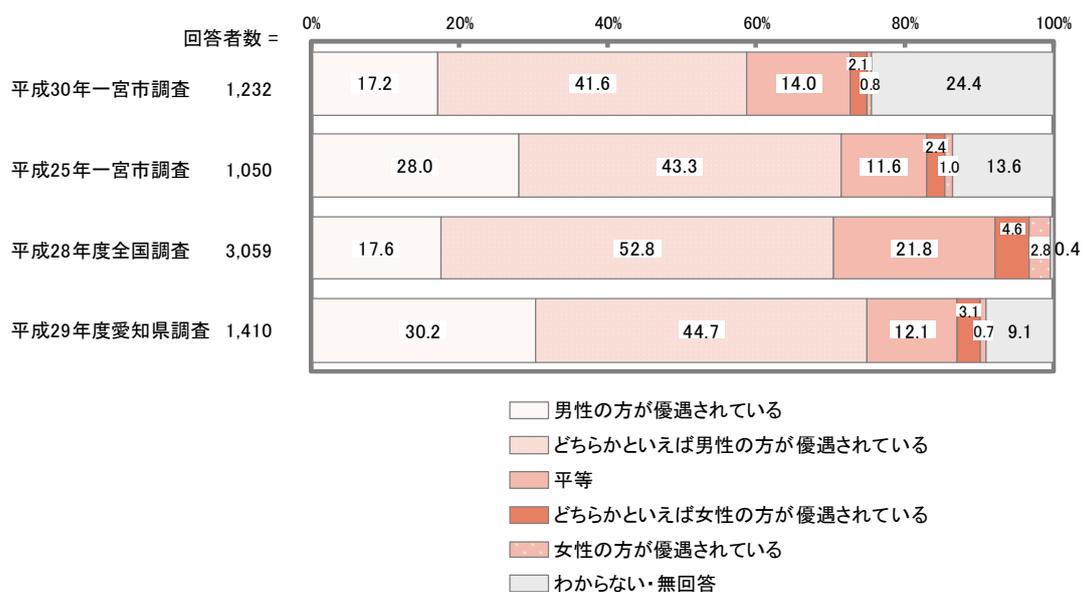
男女の平等感（社会通念・慣習・しきたりなど）



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合が減少しています。

全国調査と比較すると、「平等」と回答した人の割合は低くなっています。また、全国、愛知県調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合は低い状況です。

### 男女の平等感（社会通念・慣習・しきたりなど）

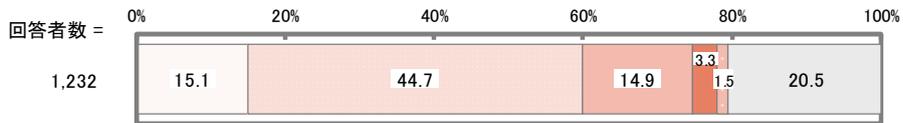


⑤ 社会全体

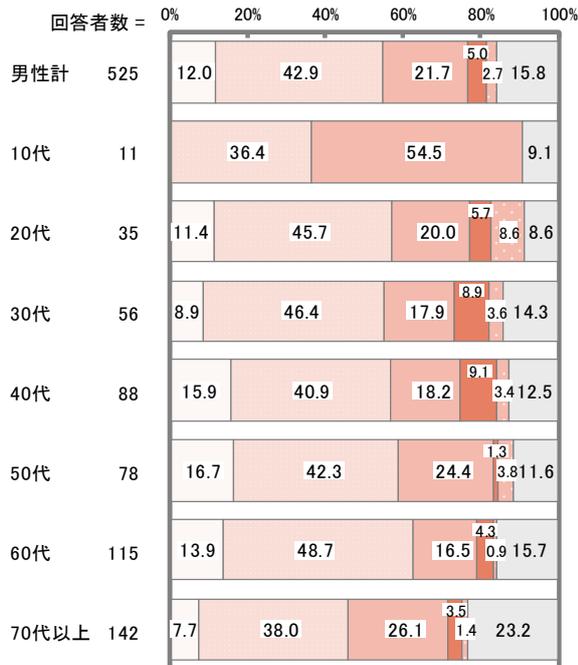
全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と感じる人が約6割と多くなっています。

性・年代別では、20代から50代で、同年代の男性よりも『男性優遇』と回答した女性が多く、特に30代で約20ポイントの差がみられます。一方で、20代から40代の男性で、同年代の女性より『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じる人が多くなっています。

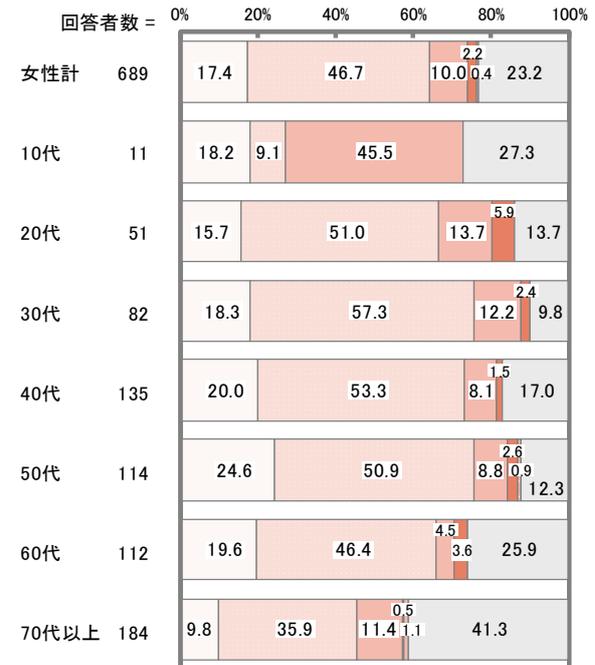
男女の平等感（社会全体）



<男性>



<女性>

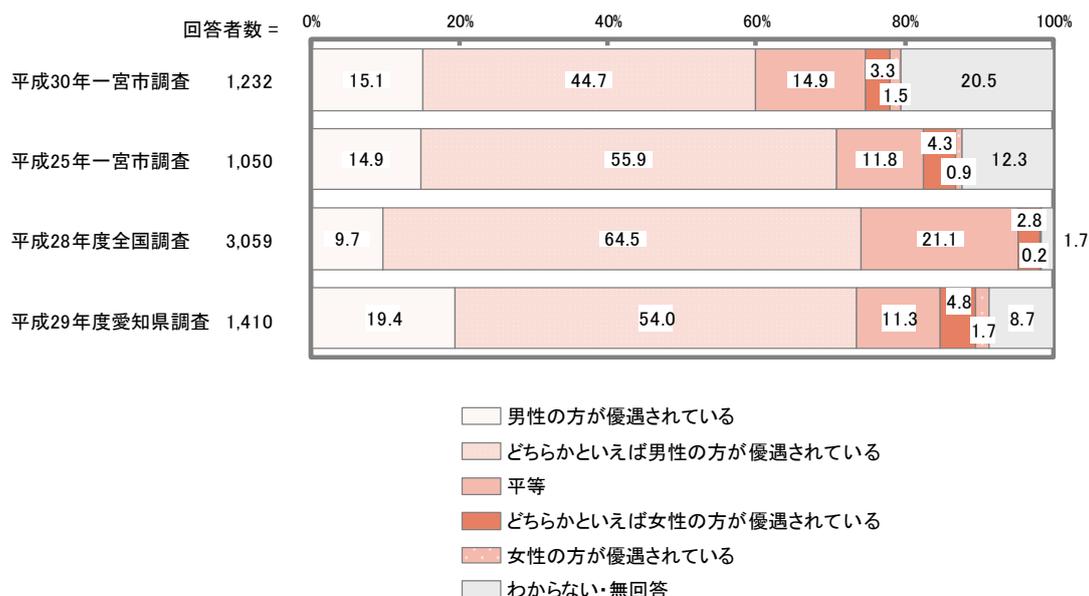


- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合は減少しています。

全国、県の調査と比較しても、『男性優遇』と感じる人の割合は低くなっています。

### 男女の平等感（社会全体）



### [ ポイント ]

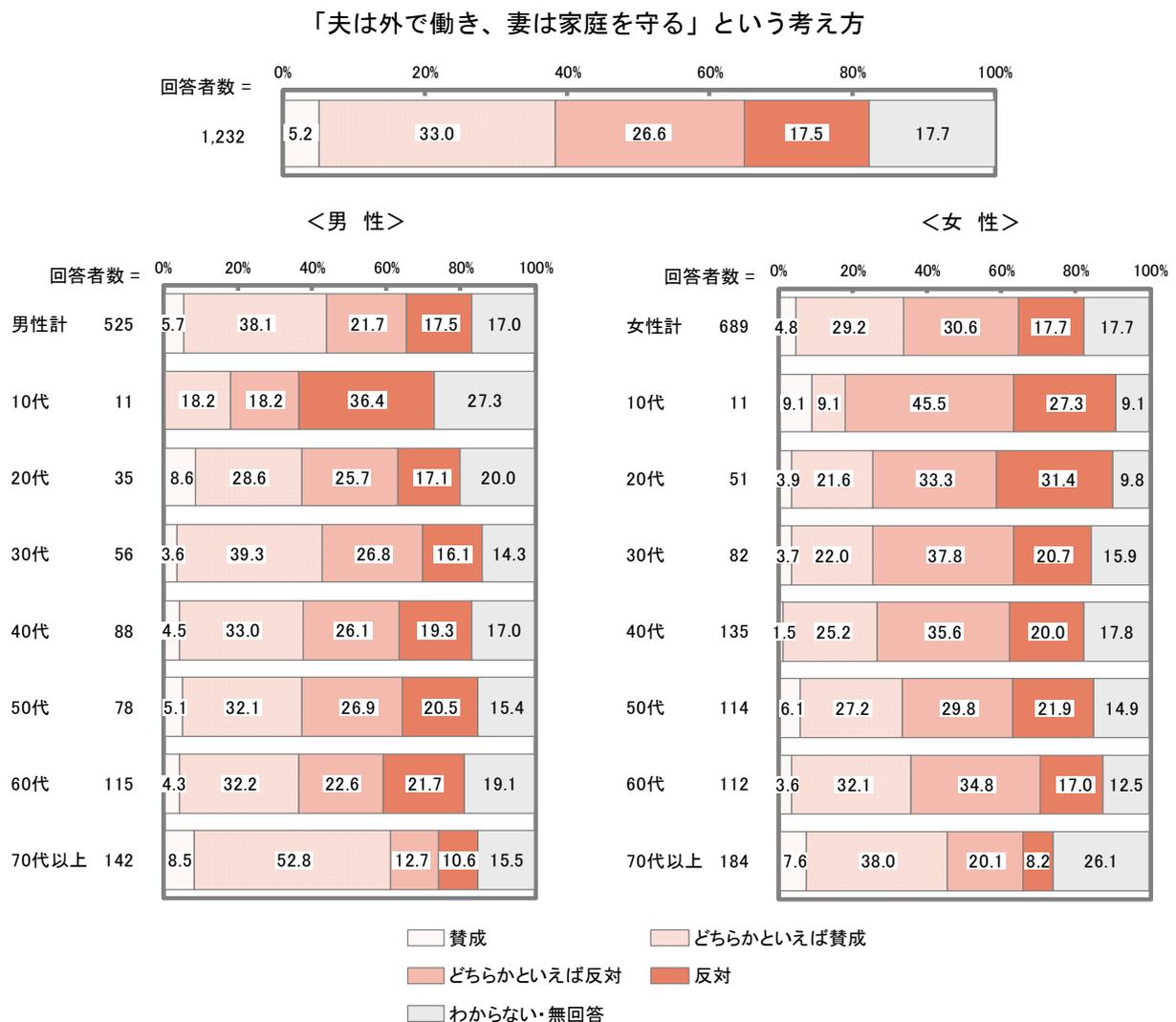
- 前回調査と比較すると、社会のさまざまな場面において男性優遇感は低くなってきています。全国、県と比較しても、多くの場面で男性優遇感が低い傾向がみられ、男女共同参画への取組みの一定の成果が見られます。一方、依然として社会通念・慣習・しきたりにおいて、また、社会全体としてみた場合には、男女の不平等感が残っている現状もうかがえます。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、なお一層、啓発活動を進めていく必要があります。

## (2) 固定的性別役割分担意識

### ① 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

全体では、『反対』（「反対」+「どちらかといえば反対」）と回答した人の割合が4割台半ばと、『賛成』（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合よりも高くなっています。

性・年代別では、20代以上の男性で、女性よりも『賛成』と回答した人が多く、特に70代以上の男性では『賛成』が約6割にのぼっています。一方、すべての年代の女性で、『反対』と回答した人の割合が男性より高く、その割合は年代が下がるにつれて高くなっています。

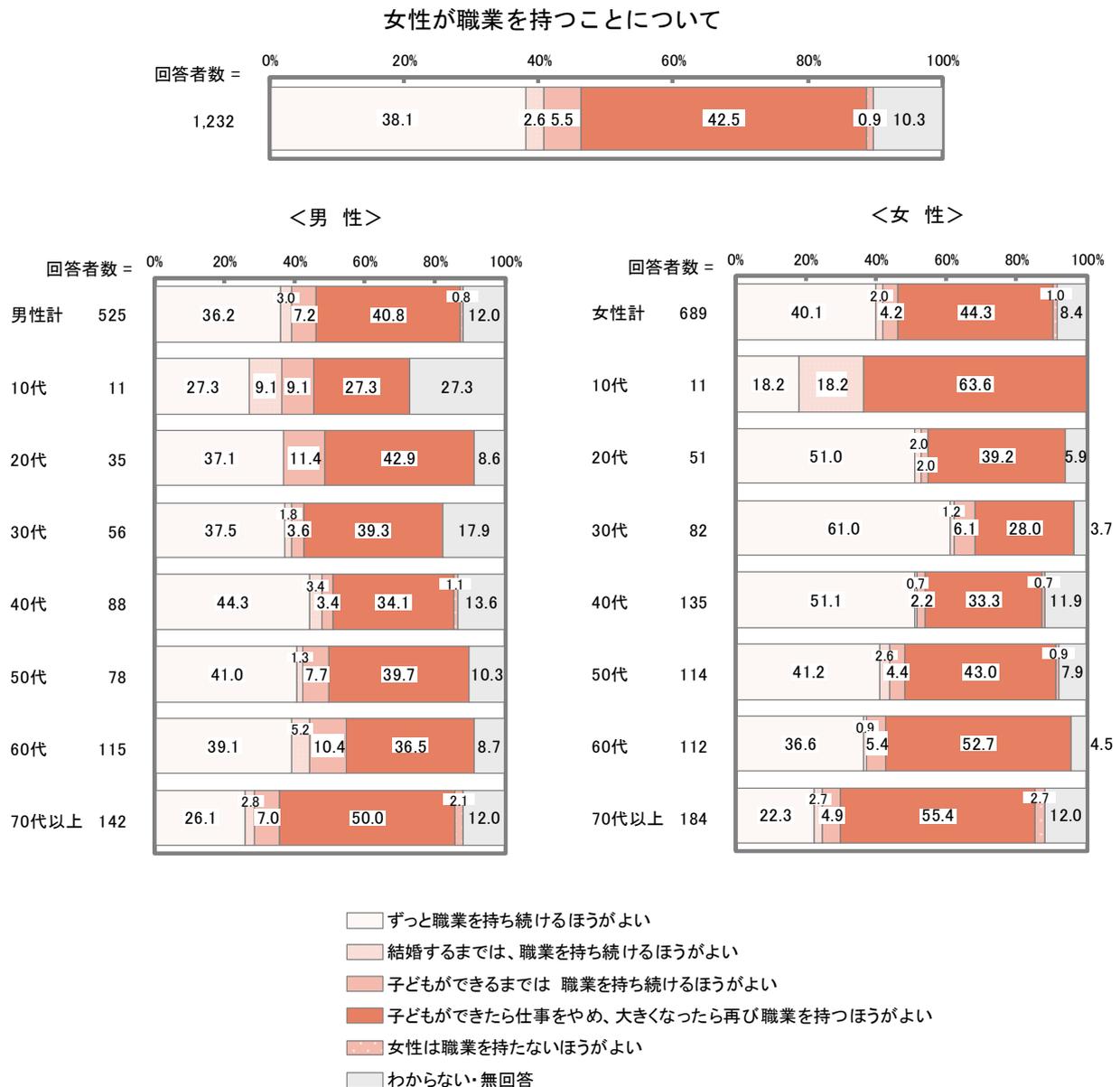




## ② 女性が職業を持つことについて

全体では、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が最も高く、次いで「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が続き、ともに約4割となっています。

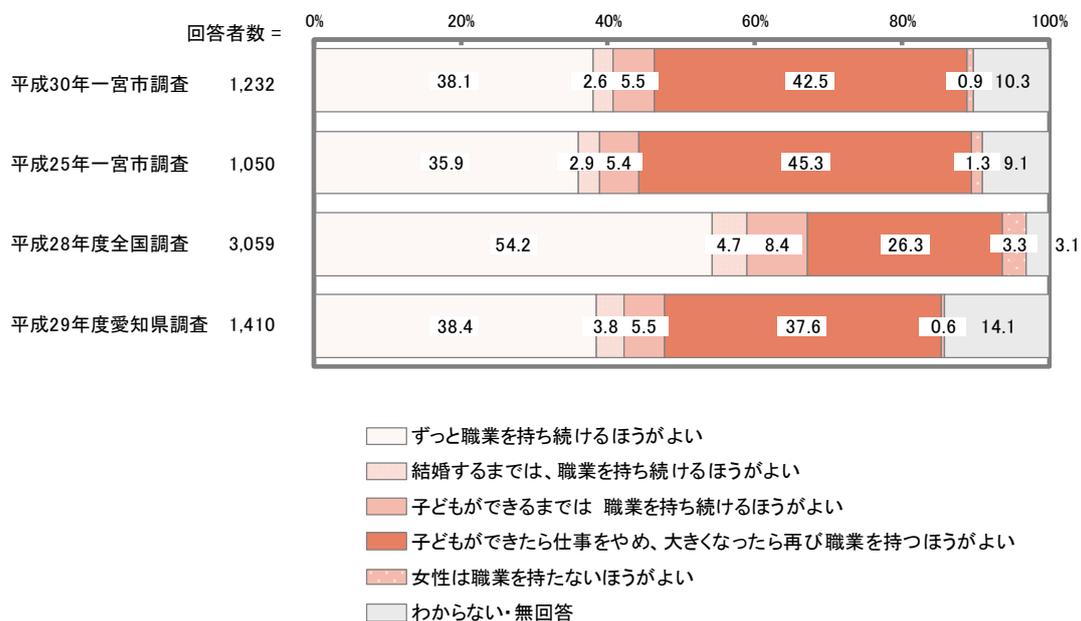
性・年代別では、他に比べ、20代から40代の女性で「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が、60代以上の女性では「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が多く、それぞれ過半数となっています。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と答えた人が増加し、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人が減少しています。

全国、県の調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が全国調査よりも約 16 ポイント低くなっています。一方で「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」は全国、県の調査よりも高くなっています。

女性が職業を持つことについて



[ ポイント ]

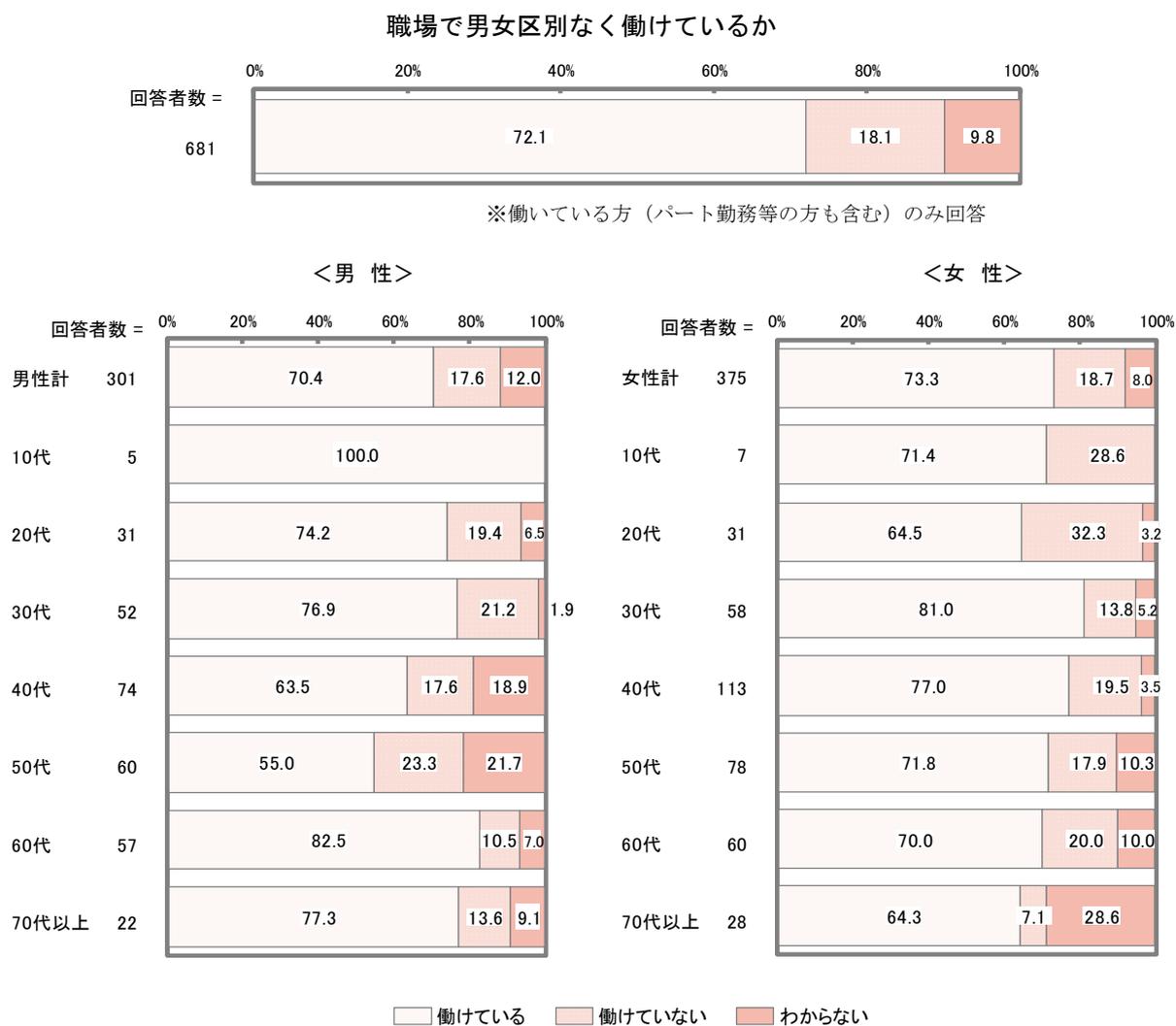
•「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な考えを示す人は前回調査より増加しており、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられます。しかし、全国と比較すると、否定的な考えを示す人の割合は低く、今後も幅広い層に向けた意識啓発が必要と考えられます。

### (3) 就労の場での男女共同参画

#### ① 男女区別なく働けているか

全体では約7割の人が『男女区別なく働けている』と回答しています。

性・年代別では、10代、20代、60代以上では、女性で男性よりも『男女区別なく働けている』と感じている人が少なく、特に20代女性では6割台となっています。対して、30代女性では『男女区別なく働けている』と感じている人が多く、8割となっています。

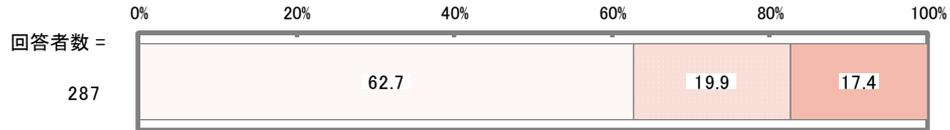


## ② 家庭内における仕事と子育ての両立について

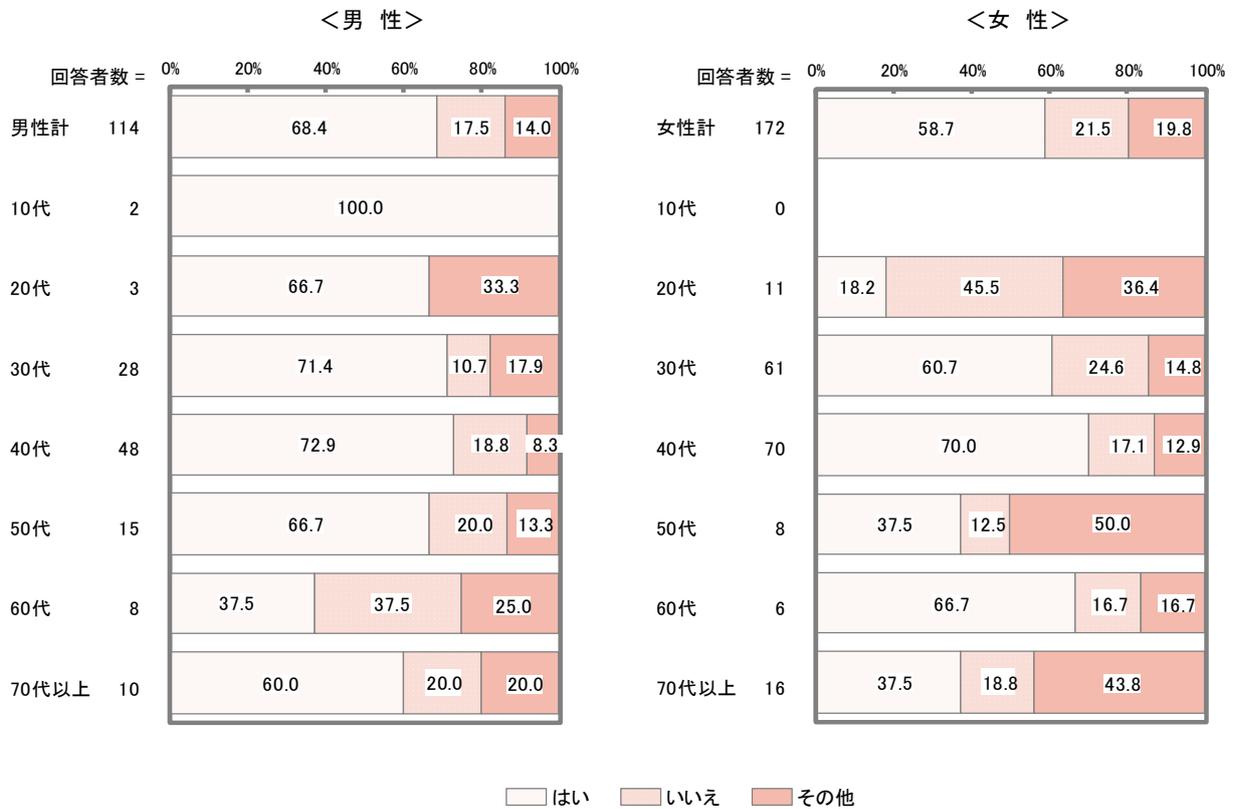
「家庭内において仕事と子育ての両立ができていると思うか」という設問に、「はい」と回答した人の割合が最も高く、約6割となっています。

性・年代別では、30代の女性で「いいえ」と回答する人が多く、2割半ばとなっており、また、同年代の男性より約14ポイント多くなっています。

家庭内において仕事と子育ての両立ができていると思うか

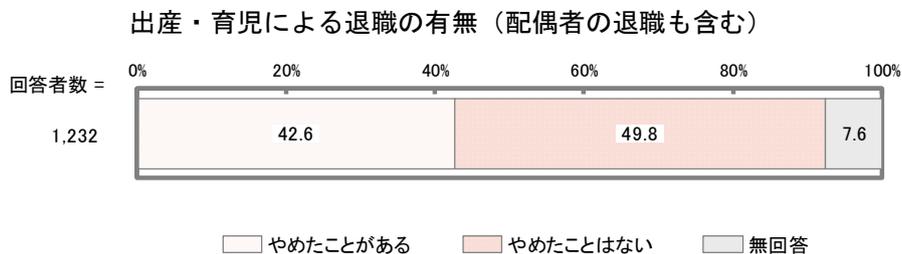


※中学生以下の子どもがいる方のみ回答



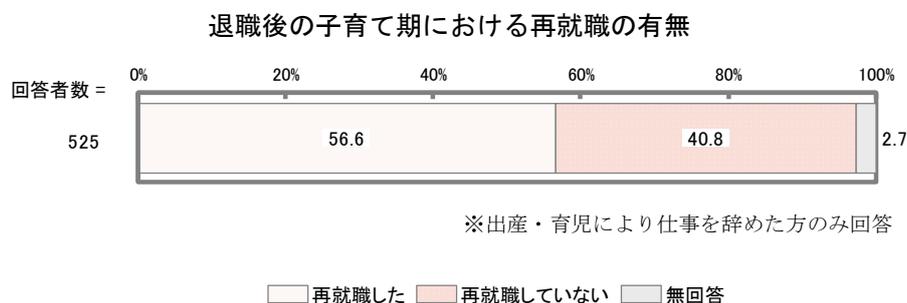
### ③ 出産・育児による退職

全体では、「(本人もしくは配偶者が) 出産・育児により退職したことがある人」の割合は約4割となっています。一方、「出産・育児期においても仕事を継続している人」は5割となっています。



### ④ 退職後の子育て期における再就職

退職後、「子育て期に希望する職場・職業に再就職 (パート・アルバイト等を含む) した人」の割合は、5割台半ばとなっています。一方、再就職していない人が4割となっています。



### [ ポイント ]

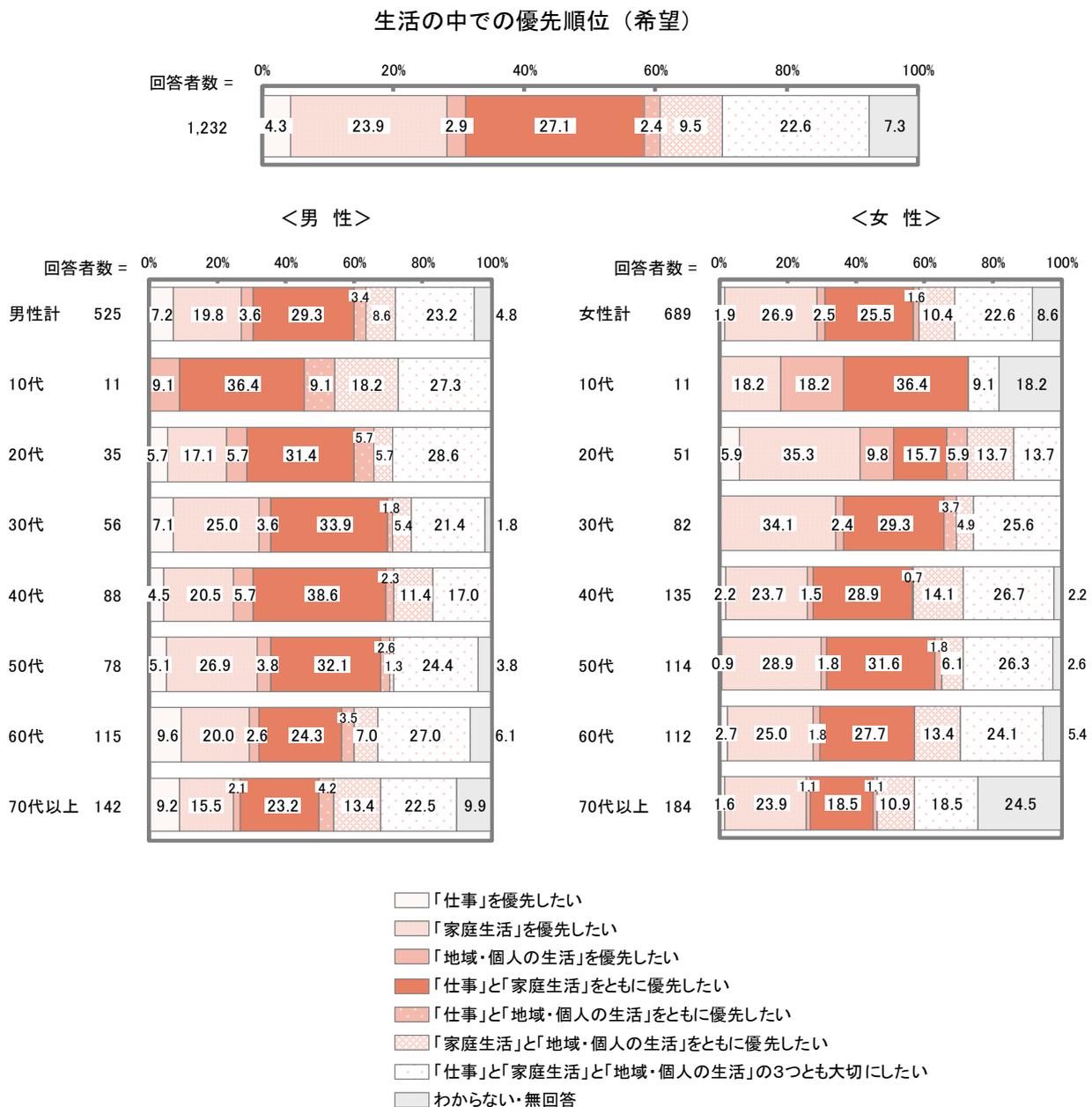
- 出産や育児を機に退職する人が多いことから、男女が育児をともに担いながら仕事と家庭を両立し、就労継続できるよう意識啓発等の取組が必要です。

## (4) ワーク・ライフ・バランス

### ① 生活の中での優先順位（希望）

全体では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と回答した人の割合が最も多く、約3割となっています。

性・年代別では、20代・30代の女性で、同年代の男性より『「家庭生活」を優先したい』と考える人が多く、3割台半ばとなっています。また、20代女性では、同年代の男性より『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と考える人が少なく、男性の約半分となっています。



全国、愛知県の調査と比較すると、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしたい』と回答した人の割合が高くなっています。

生活の中での優先順位（希望）



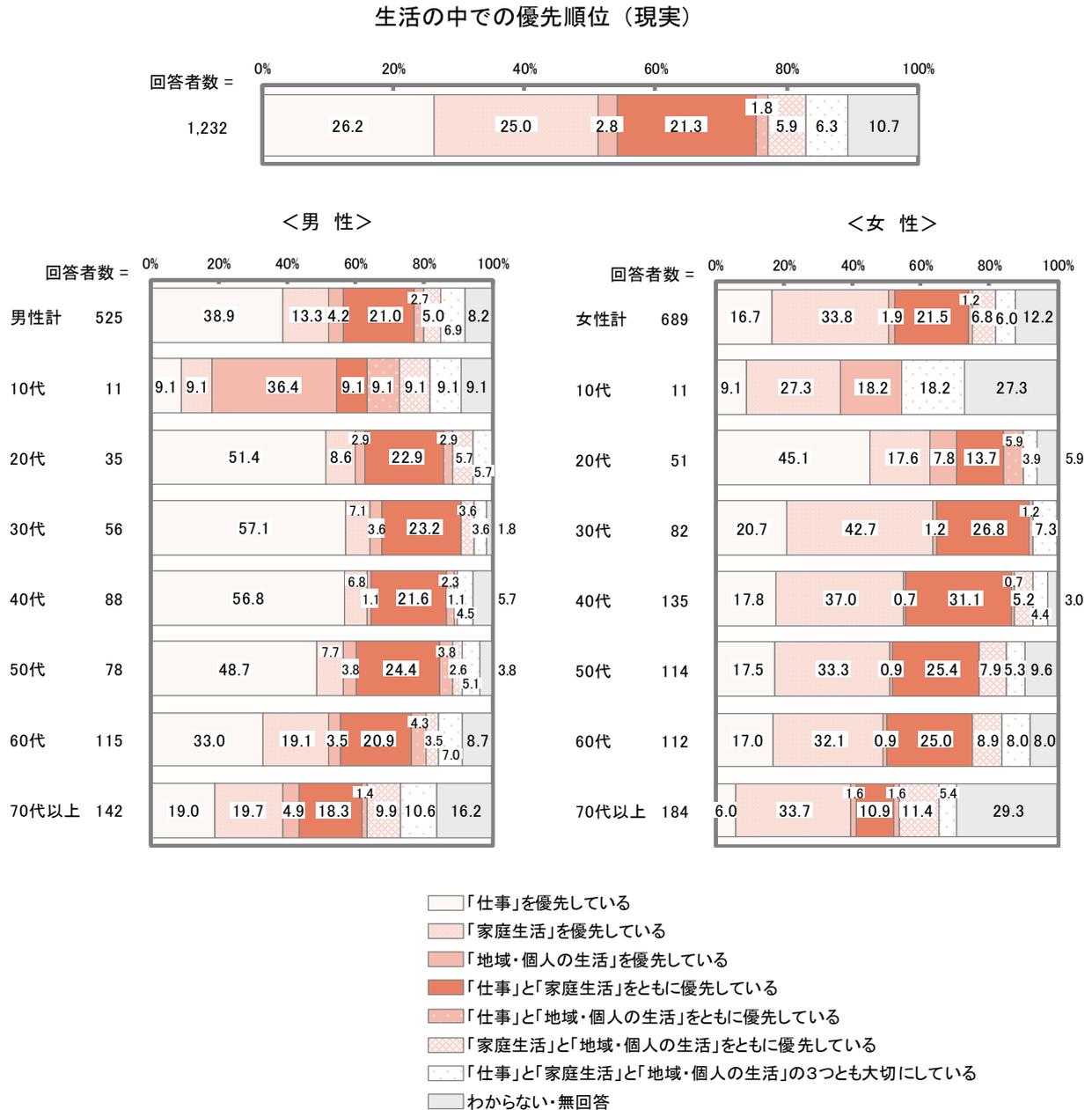
- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしたい
- わからない・無回答



## ② 生活の中での優先順位（現実）

全体では、『「仕事」を優先している』と回答した人の割合が最も高く、次いで『「家庭生活」を優先している』と回答した人が多く、ともに2割台半ばとなっています。

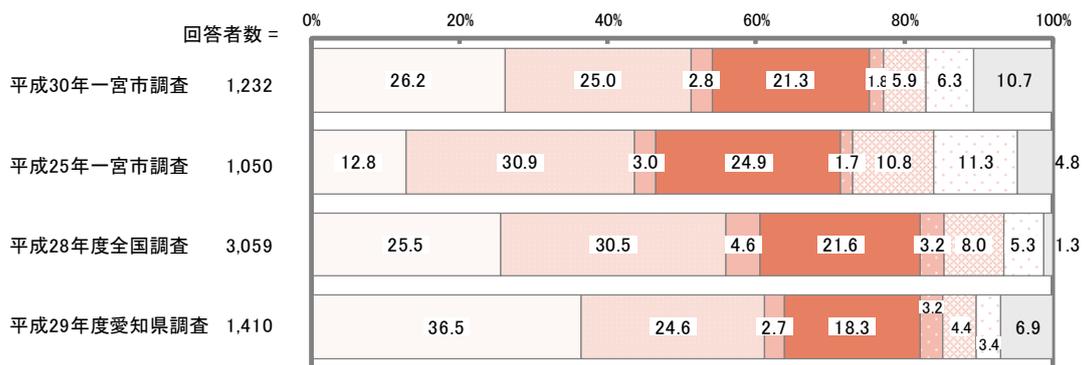
性・年代別では、20代以上の男性で、同年代の女性より『「仕事」を優先している』と答えた人が多く、一方、すべての年代の女性で、男性より『「家庭生活」を優先している』と答えた人が多く、性別で差がみられます。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『「仕事」を優先している』と回答した人が増加し、『「家庭生活」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしている』と回答した人が減少しています。

県の調査と比較すると、『「仕事」を優先している』と回答した人の割合が、全国と比較すると、『「家庭生活」を優先している』と回答した人の割合が低くなっています。

生活の中での優先順位（現実）



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしている
- わからない・無回答

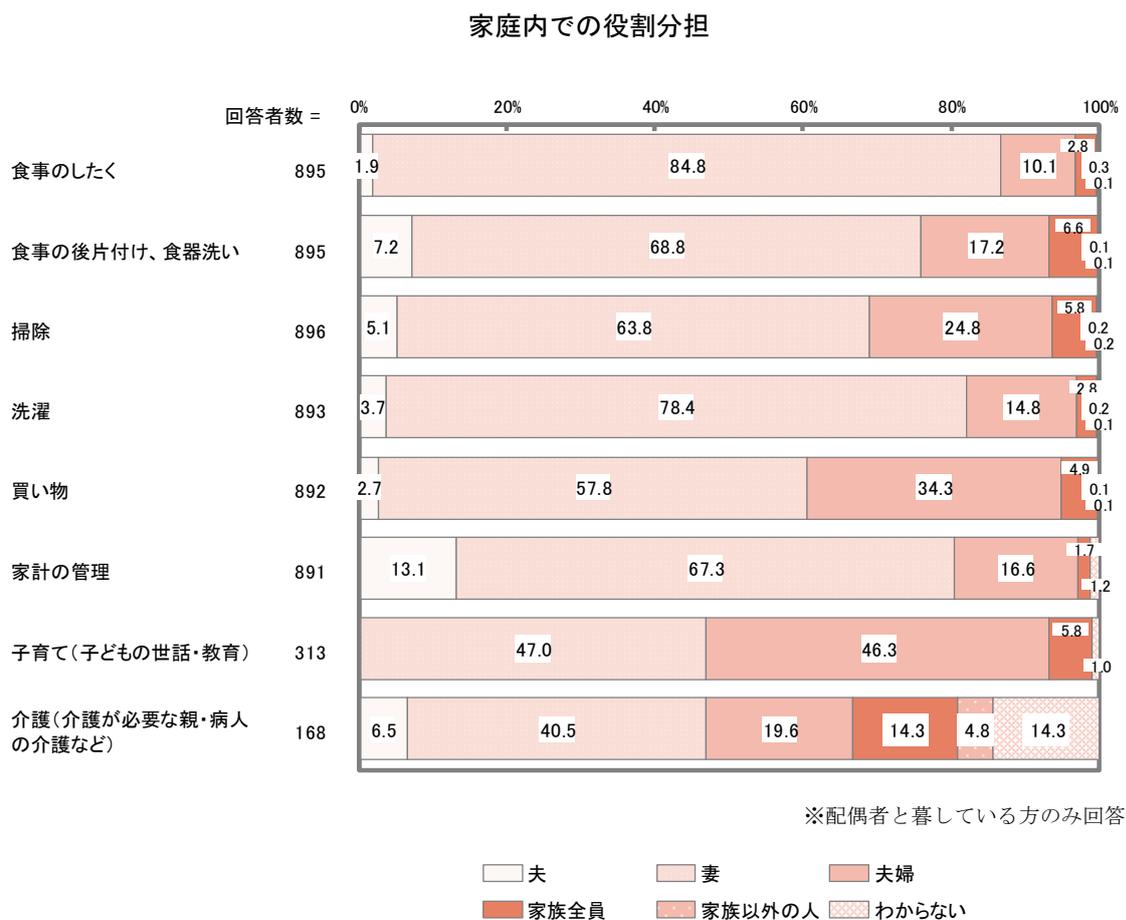
[ ポイント ]

• 希望では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と回答する人の割合が高いにもかかわらず、現実では、前回調査に比べ「仕事」を優先している人が増加しており、理想と現実の差が大きい状況です。理想と現実のギャップが小さくなるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識の高揚を図り、多様な生き方が選択・実現できる社会をつくる必要があります。

## (5) 家庭内での役割分担

調査を実施したすべての項目で「妻」と回答した人の割合が最も高くなっており、特に「食事のしたく」では8割台半ばと、家事の多くを女性が担っていることがうかがえます。

しかしながら、「子育て（子どもの世話・教育）」については、他の項目に比べ、「夫婦」と回答した人の割合が高くなっています。



### [ ポイント ]

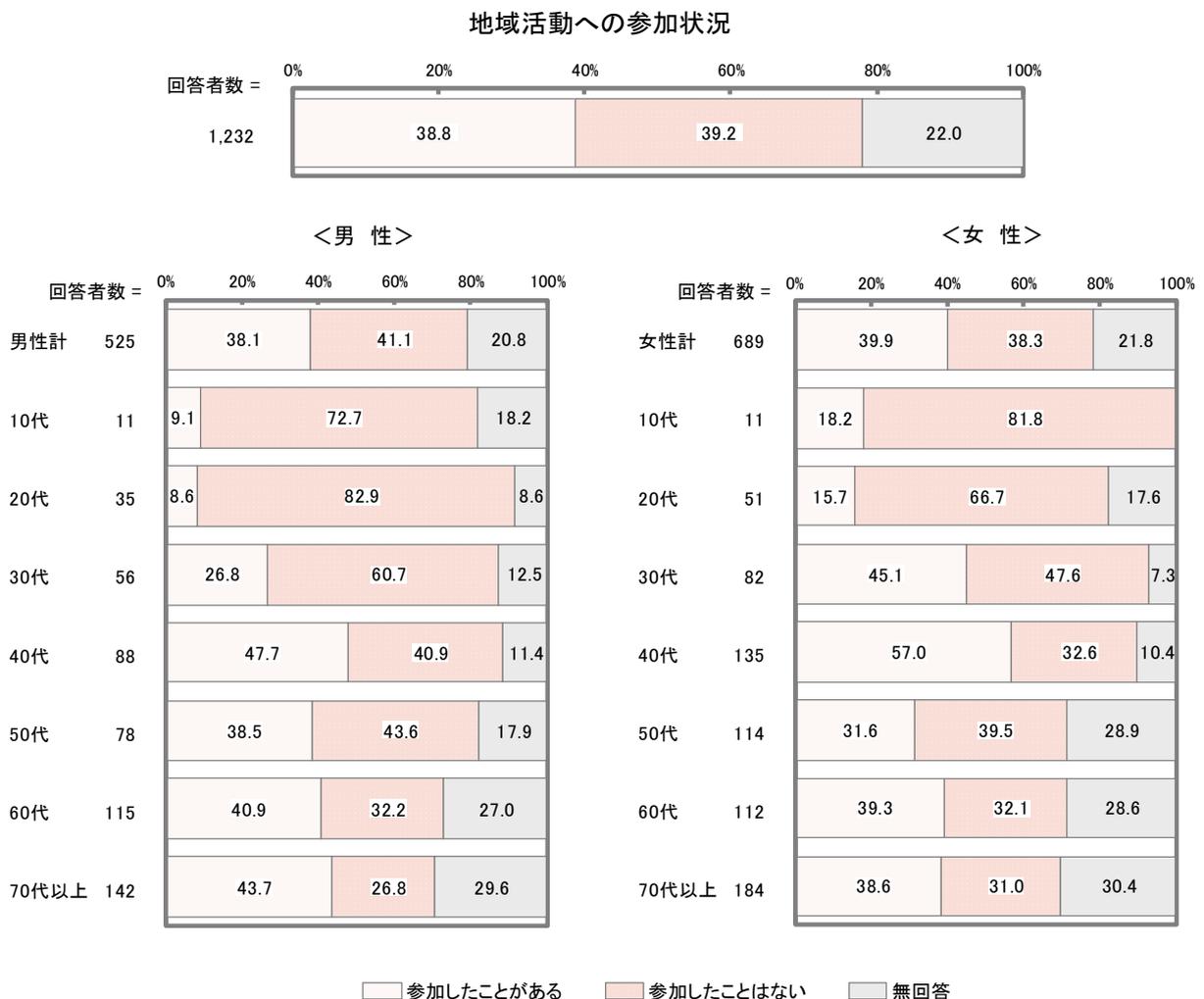
- 家庭内での役割は、依然として妻がその多くを担っていることがうかがえます。固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭内で男女がともに協力しながら家事や育児を分担することができるよう、男性の家事・育児・介護への参画を促す取組が必要です。

## (6) 地域活動

### ○ 地域活動への参加状況

全体では、「参加したことがある」、「参加したことはない」と回答した人の割合が、どちらも約4割となっています。

性・年代別にみると、30・40代の女性で、同年代の男性より「参加したことがある」と回答した人の割合が高く、30代の女性では男性より約18ポイント多くなっています。また、男性は、50代以上で「参加したことがある」と回答した人の割合が、同年代の女性より高くなっています。



### [ ポイント ]

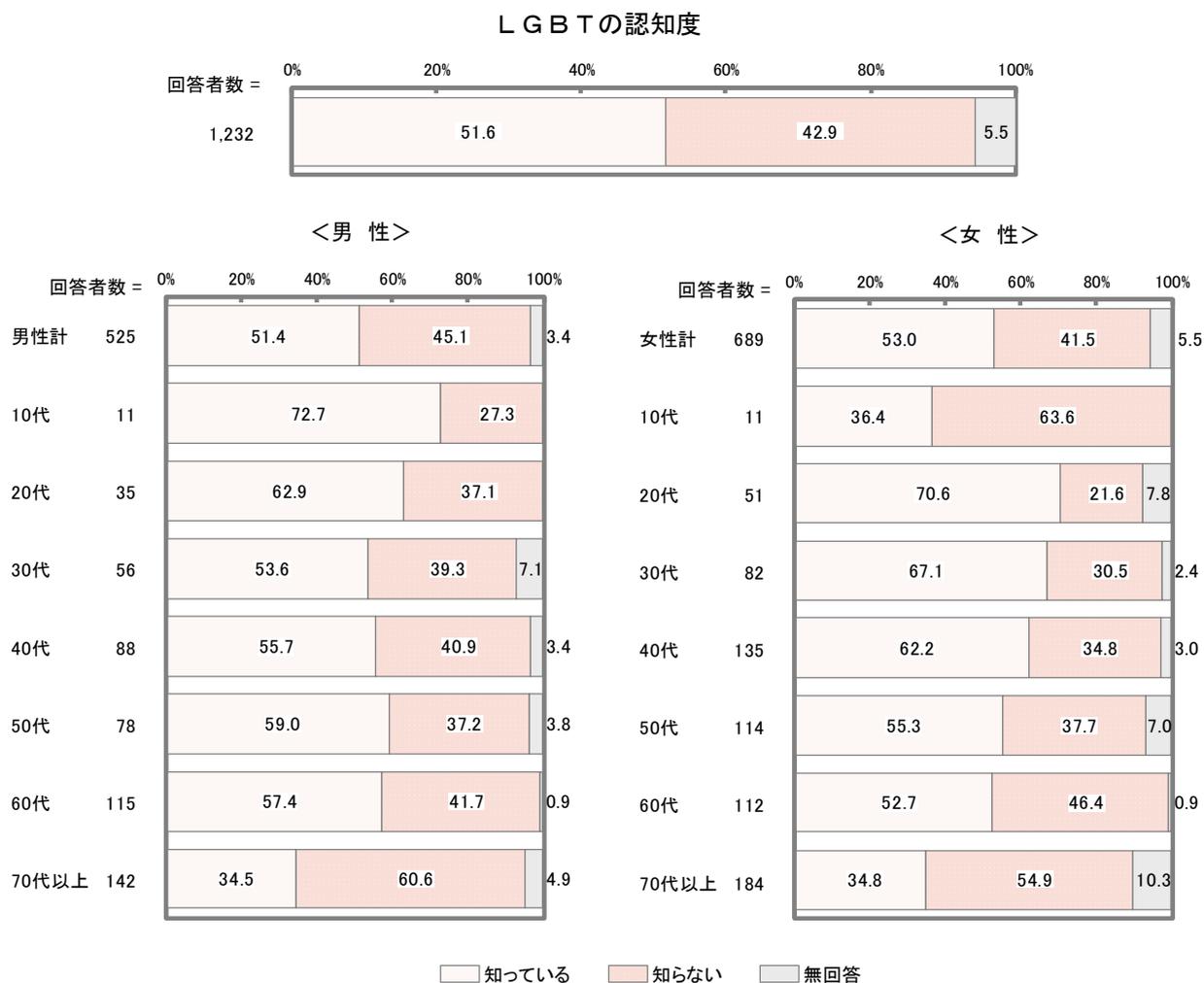
- ・町内会や子ども会、老人会、ボランティア等の地域活動が、片方の性に偏るなど性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

## (7) 性的少数者（LGBT等）

### ○ LGBTの認知度

全体では、「知っている」と回答した人が約5割、「知らない」と回答した人が約4割と、「知っている」と回答した人の割合が高くなっています。

性・年代別では、10代の男性、20代・30代の女性で「知っている」と回答した人の割合が高く、約7割となっています。また、20代から40代では、「知らない」と回答した男性の割合が、同年代の女性より多くなっています。



### [ ポイント ]

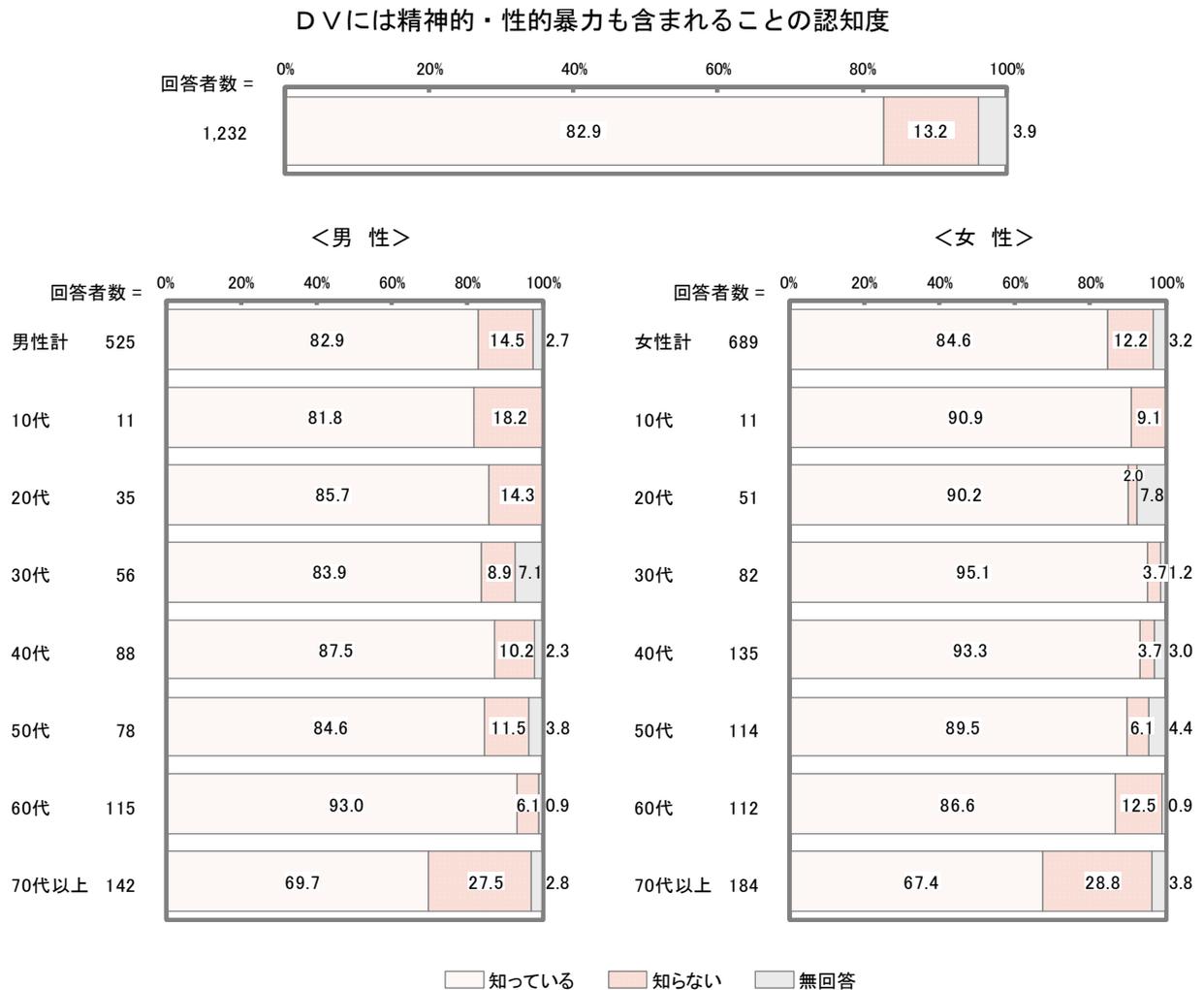
- LGBTについて、「知っている」と回答した人は半数にとどまり、一層の周知が必要となっています。

## (8) DV (ドメスティック・バイオレンス)

### ① 暴力の概念に関する認知度

全体では、「知っている」人が約8割と、「知らない」人に比べ、多くなっています。

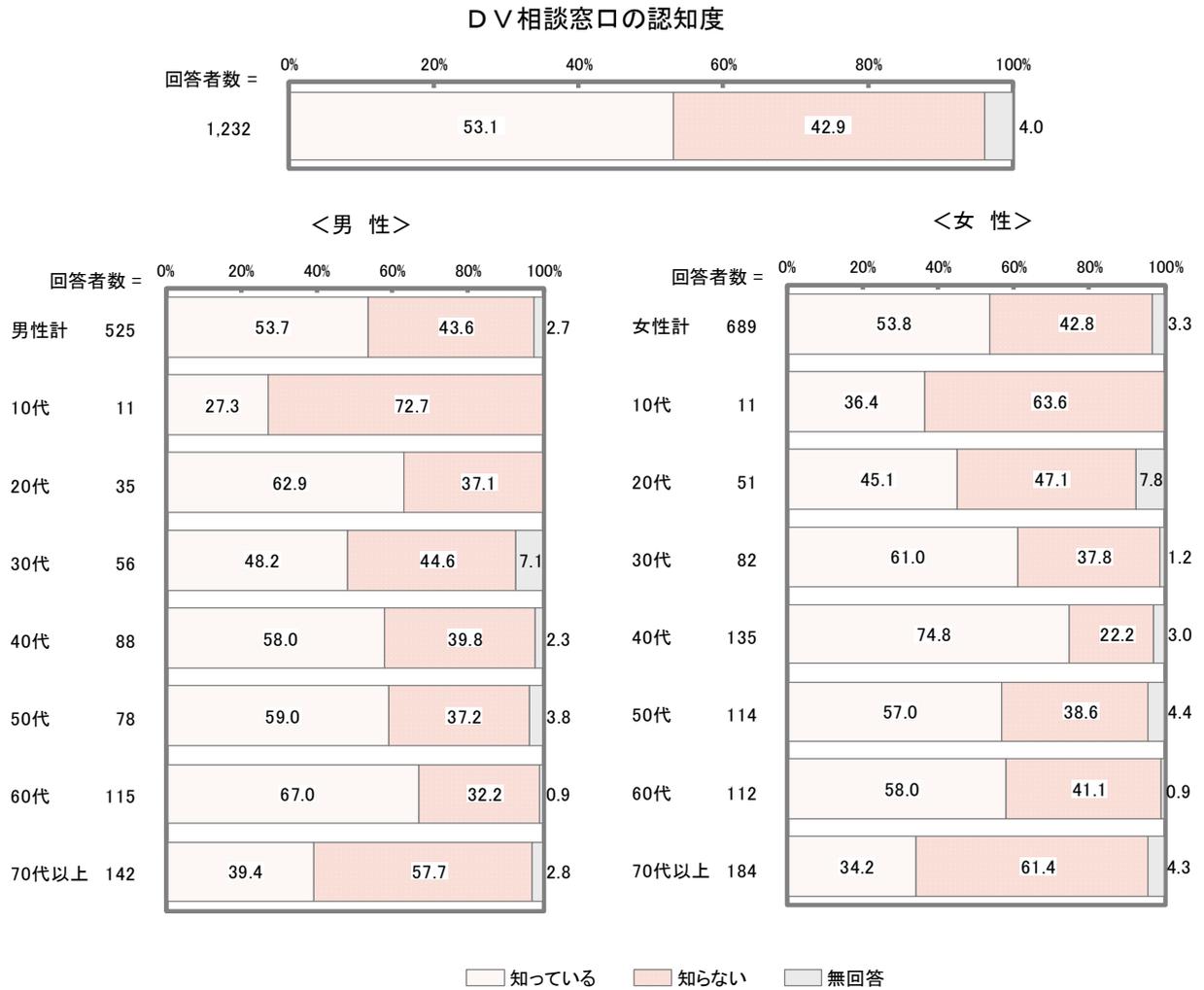
性・年代別では、10代から50代の男性で、同年代の女性に比べ、「知らない」人が多くなっています。



## ② DV相談窓口の認知度

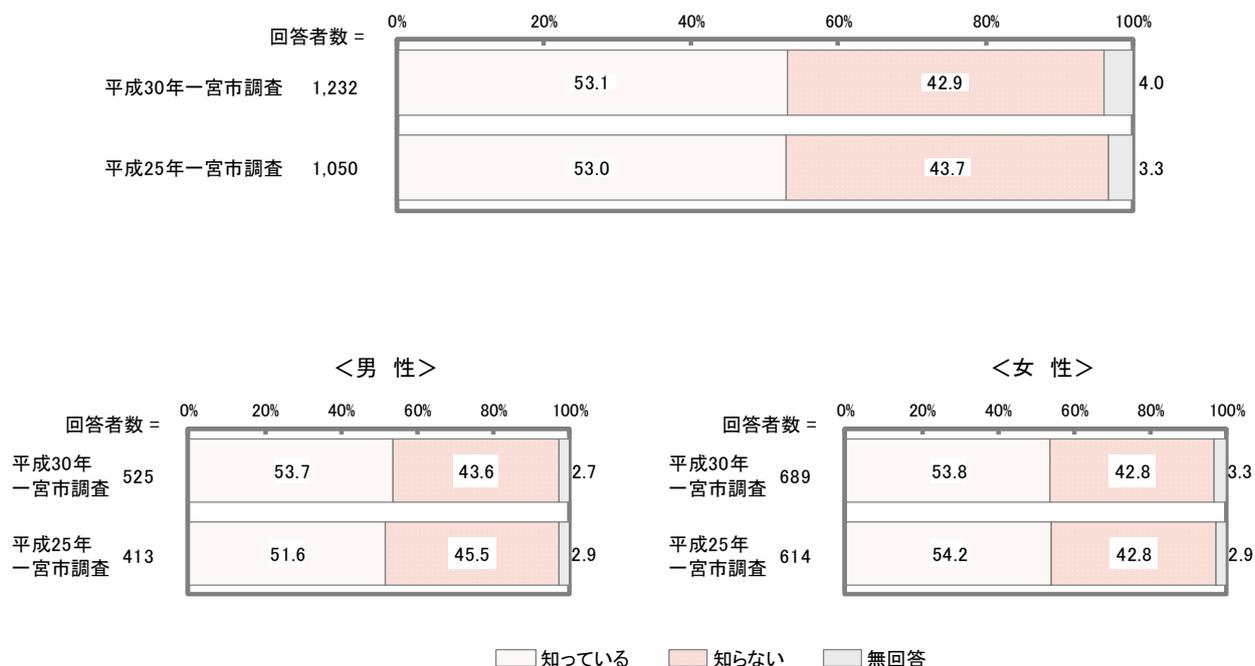
全体では、「知っている」人が約5割、「知らない」人が約4割となっています。

性・年代別では、他に比べ、40代の女性で「知っている」人が多く、7割台半ばとなっており、また同年代の男性より約17ポイント多くなっています。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、DV 相談窓口の認知度については、大きな差異は見られません。

### DV相談窓口の認知度



### [ ポイント ]

- DVに関する基礎的な知識は、市民に浸透しています。
- DVに関する相談窓口の認知度については、前回調査と比べてほとんど変わっていないため、一層の周知が必要となっています。

## 4 第2次計画の評価

### 成果指標の達成状況

「第2次一宮市男女共同参画計画」の6つの基本目標における20指標のうち、「目標達成」は6指標、「改善傾向」は6指標、「停滞」は8指標となっており、全体の6割が目標達成あるいは改善しています。

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成22年 (策定時)	平成30年 (最終年)	平成30年 (目標年)	
基本目標1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上				
市民が感じる男女の地位の平等感(%)	13.3	16.0	17.3	停滞
男女共同参画図書の貸出数(冊)	9,479	9,815	14,000	停滞
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合(%)	52.3	39.0	44.0	目標達成
基本目標2 政策・方針決定への男女共同参画の促進				
審議会等委員への女性登用率(%)	29.2	31.0	35.0	停滞
市職員における女性管理職の割合(%)	11.8	22.0	20.0	目標達成
公立小中学校の教員における女性管理職の割合(%)	12.1	15.3	17.0	改善傾向
町会長の女性比率(%)	5.6	6.0	9.6	停滞
男女共同参画人材育成セミナー修了生の人数(人)	11	19	19	目標達成
基本目標3 地域・家庭における男女共同参画の推進				
地域活動への参加経験者の割合(%)	43.1	49.7	48.5	目標達成
性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができると思う人の割合(%)	32.4	41.9	42.0	改善傾向

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成 22 年 (策定時)	平成 30 年 (最終年)	平成 30 年 (目標年)	
基本目標 4 就業の場における男女共同参画の環境づくり				
男女差なく働けると感じる人の割合 (%)	37.4	(注) 37.4	51.0	停滞
仕事と子育ての両立ができていると思う人の割合 (%)	68.8	75.9	77.2	改善傾向
放課後児童保育施設の数 (施設)	54	58	59	改善傾向
出産・育児による退職後、希望の職場・職業に就いた人の割合 (%)	51.3	58.1	63.9	停滞
基本目標 5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実				
住民検診の受診率 (%)	39.3	36.0	42.3	停滞
社会に活躍の場を持っている高齢者の割合 (%)	35.5	38.0	38.6	改善傾向
福祉サービスを受けている人の満足度 (5点満点)	3.6	3.9	3.8	目標達成
基本目標 6 女性に対する暴力の根絶				
DVを理解している人の割合 (%)	74.9	86.2	90.0	改善傾向
DVに関する相談窓口を知っている人の割合 (%)	51.1	55.3	75.0	停滞
DV被害者へのワンストップ支援へ対応する支援事業数 (事業)	0	14	12	目標達成

※アンケート調査結果に関わる基準値、現状値は、無回答を除いた数値となっています。  
(注) 平成 30 年の調査において内容の変更があり、平成 29 年の調査結果としています。

### 【第 2 次計画での主な課題】

- ・男女の地位の平等感が停滞している。
- ・審議会等委員への女性登用率が目標値 (35%) に達していない。
- ・町会長の女性比率が停滞している。
- ・就業の場における男女共同参画の環境づくりが整っていない。
- ・住民検診の受診率が停滞している。
- ・DVに関する相談窓口への周知が進んでいない。

## 第 3 章

# 計画のめざす方向

### 1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第7次一宮市総合計画において、男女共同参画に関連する施策として、「女性の活躍できる環境づくり」を掲げています。

本市がこれらの考えをふまえ、男女共同参画社会を実現していくためには、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

本計画においても第2次一宮市男女共同参画計画で掲げていた基本理念「男女がともに 個性と能力を発揮できる社会づくり」を、引き続き継承し、男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 《基本理念》

男女がともに 個性と能力を発揮できる社会づくり

## 2 めざすべき姿

この計画では、現状把握や男女共同参画を取り巻く社会の動向などを踏まえ、次の5つの「めざすべき姿」を掲げます。



これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。

### 3 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

#### 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上（一宮市女性活躍推進計画）

固定的な男女の役割分担意識を改革していく視点を持って、男女共同参画社会についての意識づくりと教育の充実を進めます。

#### 基本目標 2 女性の活躍できる環境づくり（一宮市女性活躍推進計画）

男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

#### 基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（一宮市女性活躍推進計画）

職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

#### 基本目標 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

生活を取り巻く様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行うとともに、生涯健康で暮らせるよう健康づくりを支援します。

#### 基本目標 5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（一宮市DV対策基本計画）

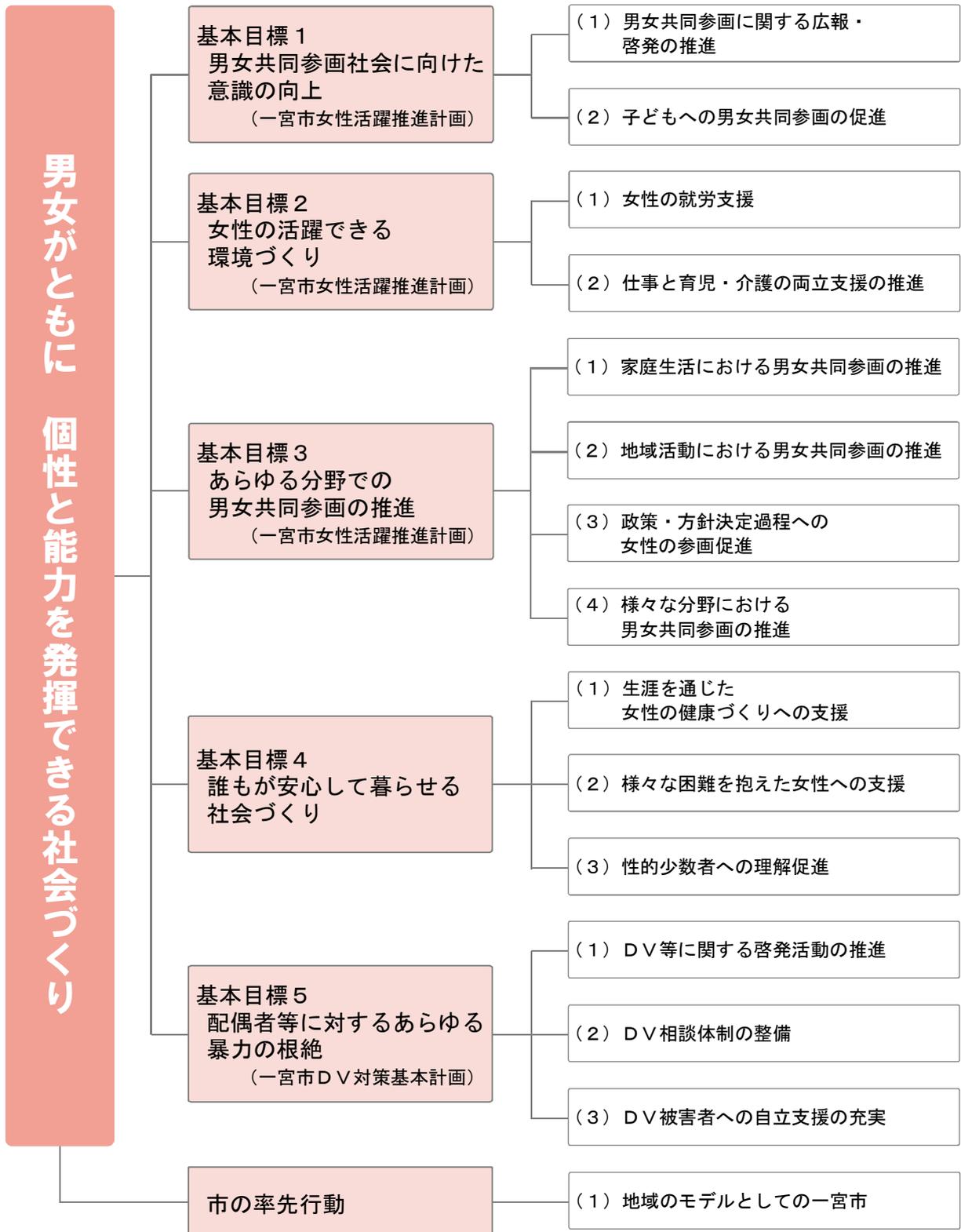
暴力を許さない人権意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

## 4 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕



この計画では、男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業所、地域、団体と広く連携していくなかで、男女共同参画のモデルとなるよう、市として率先的に取り組む行動を掲載します。

## 第4章

# 計画の内容

### 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

(一宮市女性活躍推進計画)

#### 指標

	成果指標	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	16.0%	20.0%
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	39.0%	30.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

#### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

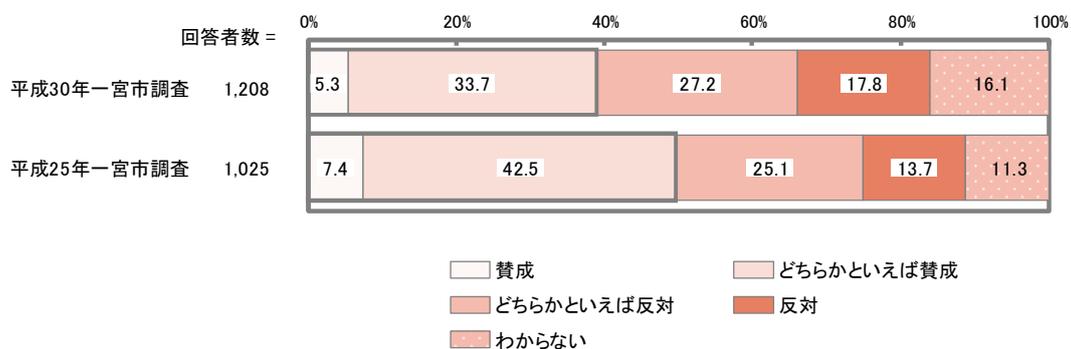
##### 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人の能力の発揮や、生き方の選択の幅を狭めることにもつながり、男女共同参画社会の実現を阻害している要因となっています。

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は前回調査に比べ減少していますが、固定的な性別役割分担意識がいまだ根強く残っている状況がうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。市民が男女共同参画の意識を高めるためにも、効果的な広報啓発活動を進めていく必要があります。

### 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

※第4章のグラフは無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

#### ワークショップからの意見

- 行政や企業に期待すること
  - ・男性の意識改革をしてほしい
- 私たちができること
  - ・日頃から性別による役割分担意識をなくす
  - ・男性、女性それぞれの立場を理解し、互いの気持ちを受け入れる

#### 施策の方向

男女共同参画社会に向けた意識づくりのため、情報紙やウェブサイト、男女共同参画に関する講座やイベント等により、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

また、関係機関との連携を図りながら、男女共同参画に関する図書・資料等を充実させます。

### ○ 広報紙・情報紙の発行等

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	広報紙、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望により、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

### ○ 講座・イベント等の実施

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画セミナー	男女共同参画に関する理解・認識を深めるためのセミナーを開催します。	政策課
男女共同参画に関するイベント等の実施	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	政策課
女性講座	女性の社会参画を促し、その学習意欲に応えるための女性講座を開催します。	生涯学習課

### ○ 市職員に対する啓発・研修

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画ガイドラインの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員に配付するとともに、全職員に周知します。	政策課
男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について、職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	人事課

### ○ 資料の収集と市民への提供

事業の項目	内 容	担当課
資料の収集と提供	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に提供します。	政策課

### ○ 学びやすい環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
各種講座等での託児	各種講座等にて、受講者の希望により託児を実施します。	関係各課

### ○ 男女共同参画の図書の充実

事業の項目	内 容	担当課
図書や資料の提供	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館事務局
男女共同参画に関する図書の展示	男女共同参画週間に関連図書の紹介、展示など行います。	図書館事務局



## (2) 子どもへの男女共同参画の促進

### 現状と課題

次世代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるようにしていくことが重要です。

また、子どもたち一人ひとりが将来を見据えて自己形成できるよう、家庭や学校、地域など社会全体で取り組んでいくことが必要です。

### ワークショップからの意見

- 行政や企業に期待すること
  - ・小学生の頃から男女共同参画について教えてほしい
- 私たちができること
  - ・子どもに「男だから、こうなさい」「女だから、それをしちゃダメ」などと言わないようにする

### 施策の方向

学校教育では人権の尊重や男女相互の理解、協力の重要性などについての教育を充実させるとともに、教員等に対しては男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施していきます。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方ができるようキャリア教育を推進していきます。

### ○ 男女共同参画意識の定着

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画に関する作品募集	小中学生への作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	政策課
名簿作成上の配慮	名簿を作成する上で男子が優先との印象を与えないよう配慮します。	学校教育課
教員に対する男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課

### ○ キャリア教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
キャリア教育の推進	地域の事業所での職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課

### ○ 子育て観の形成

事業の項目	内 容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	赤ちゃんとふれ合ったり、母親から赤ちゃんとの生活などの話を聞かせてもらいます。	子育て支援課
中学生保育園訪問	「幼児と触れ合うなどの活動」として、家庭科の時間を利用して、保育園訪問を全中学校において実施します。	学校教育課

### ○ 年齢に応じた健康教育・性教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	「特別活動」の年間計画の中に「性教育」の時間を位置づけ、全小中学校全学年において実施します。	学校教育課

### ○ 男女共同参画の視点を持った道徳教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
道徳における男女の協力に関する指導	道徳のカリキュラムに沿って、男女の協力について指導します。	学校教育課

## 基本目標 2 女性の活躍できる環境づくり

(一宮市女性活躍推進計画)

### 指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	男女差なく働けると感じる人の割合	72.1%	80.0%
2	就職を希望する女性の就職率	5.6%	9.0%
3	男性の育児休業取得率	7.9%	14.0%
4	女性の育児休業取得率	94.4%	100%
5	待機児童が発生している学校区数 (放課後児童クラブ)	7校区	4校区

※成果指標 1 の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

※成果指標 2～4 の基準値、目標値は、第 7 次一宮市総合計画との整合性を図っています。

### (1) 女性の就労支援

#### 現状と課題

人口減少の進展に伴う労働力不足の懸念や多様な人材の確保の観点などから、女性が十分に活躍できる環境の整備が求められています。

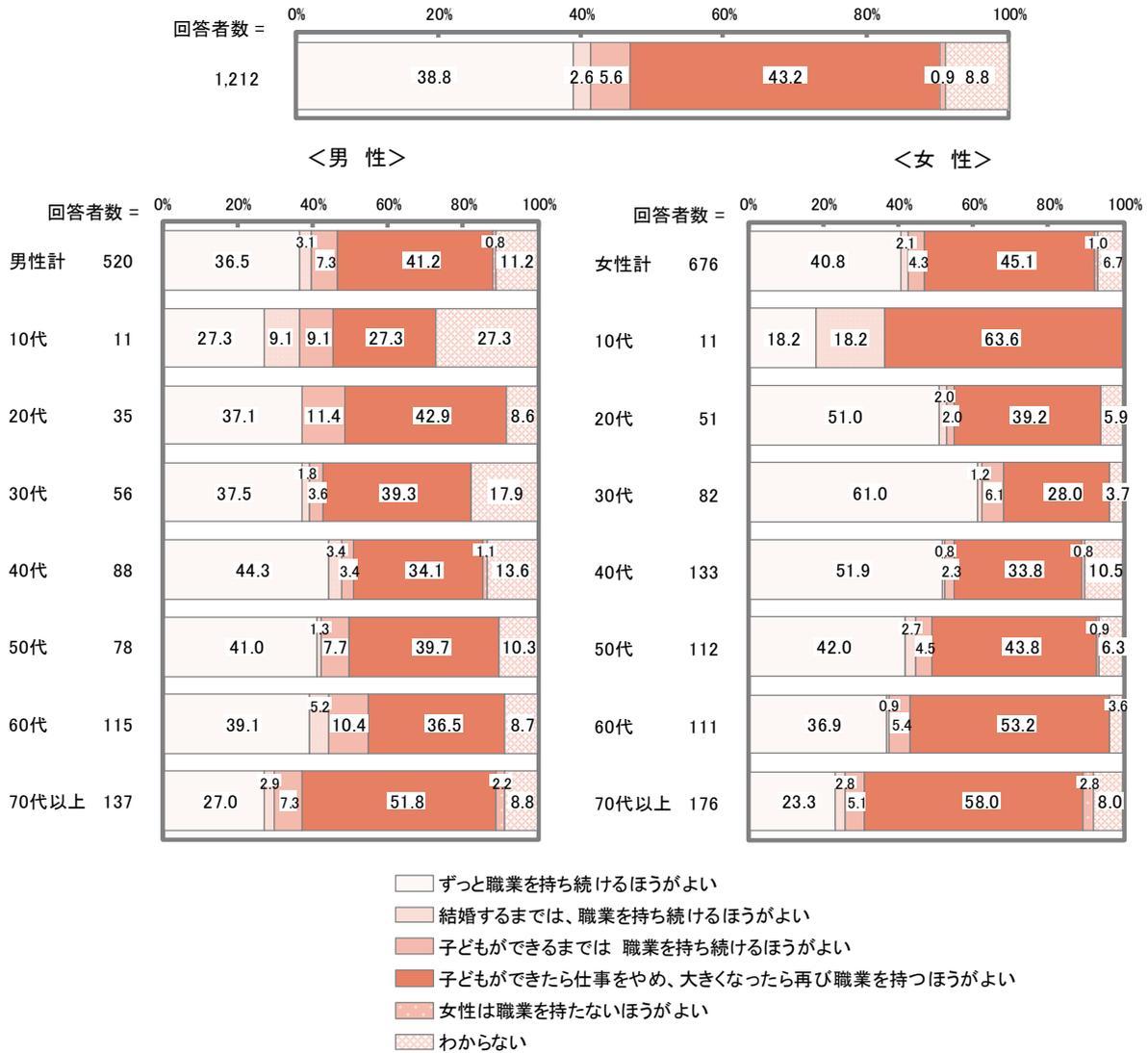
市民アンケート調査では、女性が職業を持つことについて、20代から40代の女性で「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が多く、過半数を占めています。

働くことを希望する女性がその能力を十分に発揮することができるよう、女性が働くことへの周囲の理解や多様な働き方への支援、能力開発の支援などが必要です。

#### ワークショップからの意見

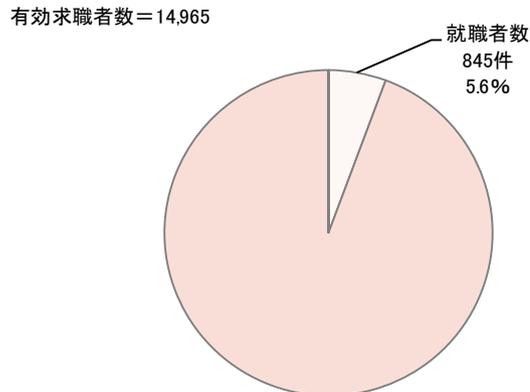
- 行政や企業に期待すること
  - ・女性管理職をもっと増やしてほしい
- 私たちができること
  - ・職場で互いに尊重し協力し合う

## 女性が職業を持つことについて



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

## 就職を希望する女性の就職率



資料：庁内資料（平成29年4月～平成30年3月）

## 施策の方向

出産や子育て等により離職した女性向けのセミナーを開催し、女性の再就職を支援していきます。また、職業生活において女性が活躍できるよう、起業やスキルアップを考える女性を支援するとともに、学習の機会を提供します。

### ○ 女性の就職支援

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画セミナー	女性の再就職セミナーを開催します。	政策課
企業説明会等の開催	ハローワーク、愛知県、一宮商工会議所、若者サポートステーション等と連携し、合同企業説明会・就職支援セミナー等を開催します。	商工観光課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットの配布により再雇用制度やマザーズハローワークの啓発を図ります。	商工観光課
一宮市離職者職業訓練助成制度	市内在住の離職者で、一宮公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設等に入校し所定の課程を学ぶ方を助成します。	商工観光課
職業生活にかかわる講座の開催	職業生活に必要な教養、知識及び技能を修得する教室を開催します。	働く婦人の家

### ○ 起業の場の提供

事業の項目	内 容	担当課
SOHOインキュベータオフィス運営	尾張一宮駅前ビルのビジネス支援センター内に7区画のオフィスを用意し、低廉な賃料で提供し起業を支援します。	商工観光課

### ○ ポジティブ・アクションの推進

事業の項目	内 容	担当課
公共調達における男女共同参画の推進	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定しています。	契約課

### ○ 各種制度の周知・啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	商工観光課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットを活用し、各種制度の周知を行います。	商工観光課

## (2) 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

### 現状と課題

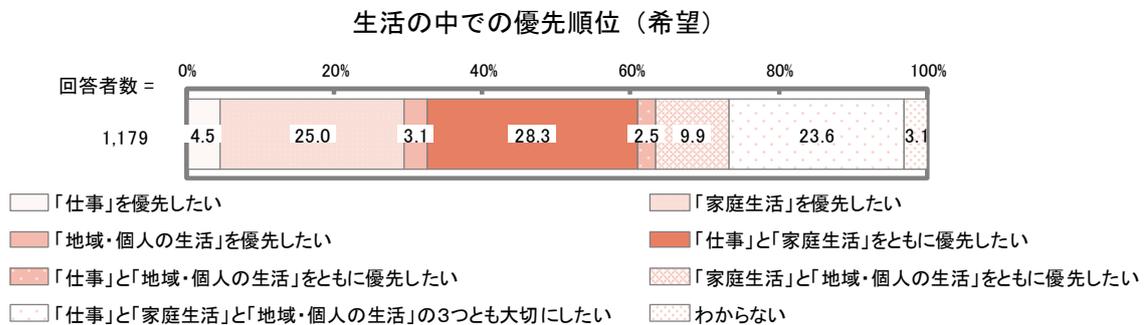
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、一人ひとりの健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、家庭生活においても家事や子育て、介護などの責任を分かち合って、安心して豊かに生活していく上で重要なものです。

市民アンケート調査では、希望では生活の中での優先順位で『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と考えている人が多いものの、現実では前回調査に比べ「仕事」を優先している人が増加しています。

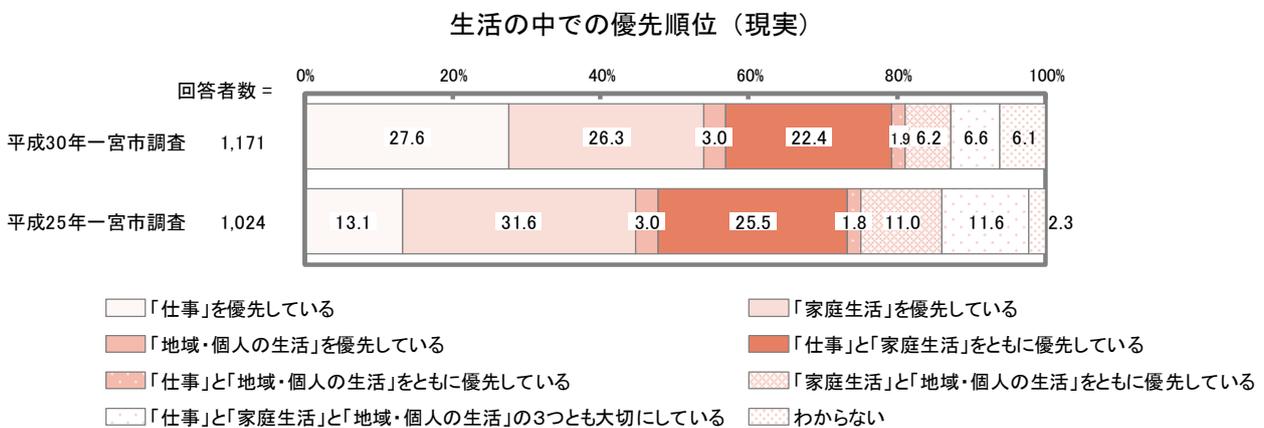
事業主へのアンケート調査では、女性の育児休業取得率は90%を超えている一方、男性は1割に満たない状況です。

また、放課後児童クラブの待機児童が発生している学校区数は、平成28年以降、減少しています。

今後は、理想と現実のギャップが小さくなるよう、多様な働き方を推進し、子育て・介護支援の充実を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備が必要です。

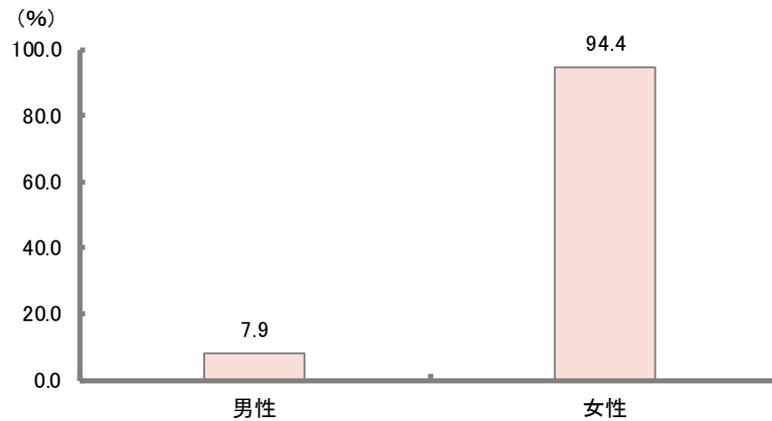


資料：市民アンケート調査（平成30年4月）



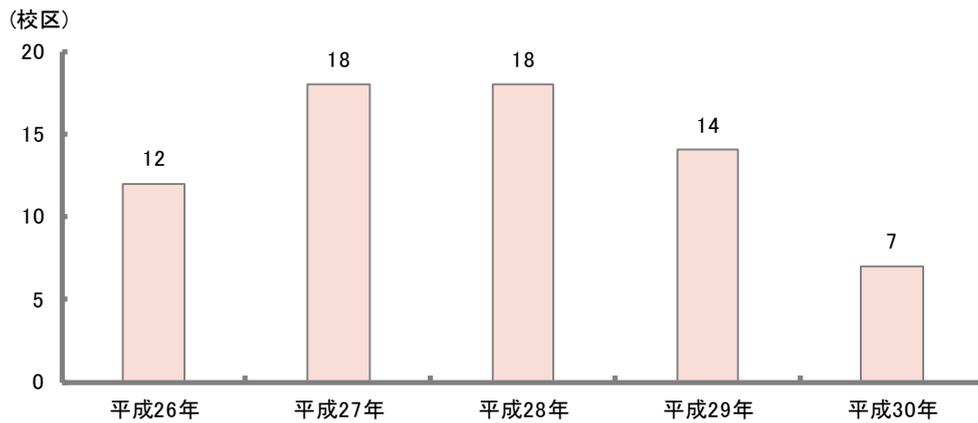
資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

### 育児休業取得率



資料：事業主へのアンケート調査（平成30年4月）

### 待機児童が発生している学校区数（放課後児童クラブ）



資料：庁内資料

### ワークショップからの意見

- 行政や企業に期待すること
  - ・働く子育て夫婦のための施設（保育所等）を充実してほしい
  - ・全ての企業が育児、介護に協力的であってほしい
  - ・育児休暇をもっと取りやすくしてほしい
  - ・もっと様々な働き方（在宅勤務、フレックスタイム、短時間就業など）ができるようにしてほしい
- 私たちができること
  - ・男性も育児休暇を利用する

## 施策の方向

短時間勤務やフレックス制度など多様で柔軟な働き方や、仕事と家庭生活との両立を支援する休暇制度の普及・定着を企業等に働きかけ、仕事や家庭生活、地域活動など自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していきます。

また、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブ、介護支援サービスなどの充実に努めます。

### ○ 国・県等との連携による両立支援に関する啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	商工観光課

### ○ 男性の働き方の見直しに向けた啓発

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	市広報、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所等の希望により、事業所向け男女共同参画出前講座を実施します。	政策課

### ○ 子育てに配慮した職場環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	県及び市のウェブサイト、パンフレットにより周知します。	商工観光課

○ 子育て支援サービスの充実（保育所、放課後児童クラブ等）

事業の項目	内 容	担当課
情報誌等の発行	「いちのみや子育て支援ハンドブック」及び「ゆめおりっこ」により、市の子育て支援関係の講座や情報、子育てサークル等に関する情報を提供します。	子育て支援課
子育て支援サイトの活用	「いちのみや子育て支援サイト」及び「いちのみや子育て支援アプリ」を活用し、インターネット上で子育て情報を提供します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて、仕事等で昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
子ども一時預かり	中央子育て支援センターに設置する一時預かり施設において、保護者のリフレッシュ等を目的に 4 時間まで子どもを預かります。	子育て支援課
延長保育	勤務時間の関係で通常保育時間（8時～16時）には送迎できない保護者を対象に、保育時間の延長を行います。	保育課
病児・病後児保育	病気等で集団保育が困難な児童（6カ月～小学4年生）を、保護者に代わって保育します。	保育課
乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。定員を確保し、事業を継続していきます。	保育課
放課後子ども教室	小学1年生から3年生を対象に子どもの安全・安心な居場所作りを目的として、主に授業終了後の6時限目に小学校の教室で自主学習や体験活動を行います。	青少年育成課

○ 介護支援サービス等の充実

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流の場を提供します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

## 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(一宮市女性活躍推進計画)

### 指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合	36.9%	45.0%
2	町会長の女性比率	6.0%	10.0%
3	審議会等委員への女性登用率	31.0%	40.0%
4	市職員における女性管理職の割合	22.0%	25.0%
5	公立小中学校の教員における女性管理職の割合	15.3%	17.0%
6	消防吏員の女性人数	3人	6人

※成果指標1の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

### (1) 家庭生活における男女共同参画の推進

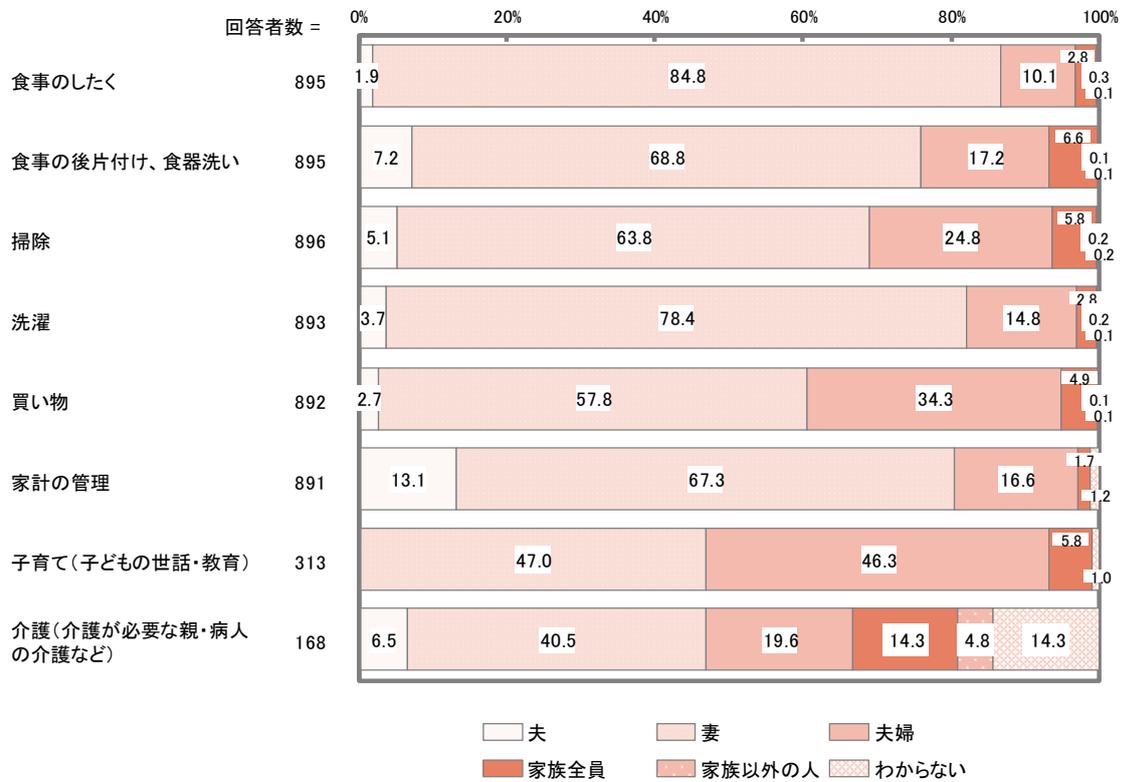
#### 現状と課題

家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・子育て・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。しかしながら、家庭での役割などの多くを女性が担い、女性にとっては大きな負担となっています。

市民アンケート調査では、家庭内の役割分担は、全体的に妻が担っている場合が多くなっている現状がみられます。

家庭内で男女がともに協力しながら家事や子育てを分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が積極的に家事・子育て・介護に参加するための取組が必要です。

## 家庭内での役割分担



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

### ワークショップからの意見

#### ○ 私たちができること

- 家事育児の分担を家庭内で話し合って決める
- 男性も料理や買い物をする
- 自分のこと（簡単な料理等）はなるべく行うように心がける

## 施策の方向

男性が家族の一員として責任を持ち、家庭において家事・子育て・介護に参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。

### ○ 父親の育児参加の促進

事業の項目	内容	担当課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康づくり課
父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙に父親の子育てに関する記事を掲載します。	子育て支援課
パパもいっしょに遊ぼう！	父親とふれあい遊びをしたり、親同士で交流したりします。	子育て支援課
幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親やその家族を対象とした幼児期家庭教育セミナーを開催します。 親子で参加できるものを休日に開催し、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課
赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳児を持つ親（その家族）を対象として、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得とともに、子育てにおける家族と家庭の役割を考えることを目的に、赤ちゃんセミナーを開催します。 休日開催日も設け、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課

### ○ 男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

事業の項目	内容	担当課
高齢者の料理教室	男性高齢者に対し、料理の基本を学ぶ機会を提供します。	高年福祉課
男女対象の料理教室	男性も参加できる料理教室を開催します。	働く婦人の家

### ○ 男性の介護参加の促進

事業の項目	内容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

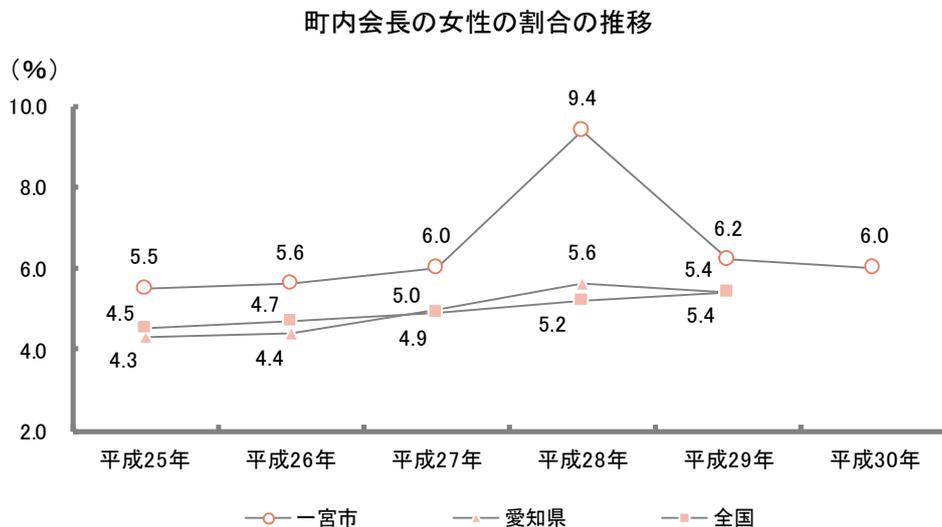
## (2) 地域活動における男女共同参画の推進

### 現状と課題

地域活動においては、女性、男性双方の力が必要不可欠ですが、地域活動への参加者は十分とは言えず、担い手不足が課題となっています。また、町会長の男女の割合に偏りがあるなど依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

市民アンケート調査では、前回調査に比べると地域活動の場における男女の地位の平等感は高くなってきています。

今後、少子高齢化が進む中、地域活動において男女共同参画を推進していくためには、性別や世代に関係なく、ボランティアやNPO活動等に、誰もが参加しやすくなるような取組が必要です。

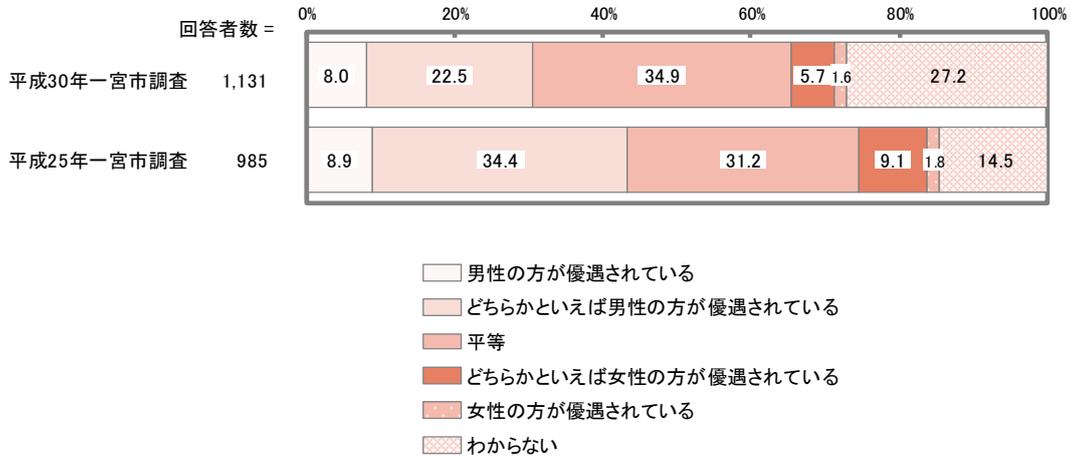


資料：市；政策課、  
全国・県；(内閣府)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### ワークショップからの意見

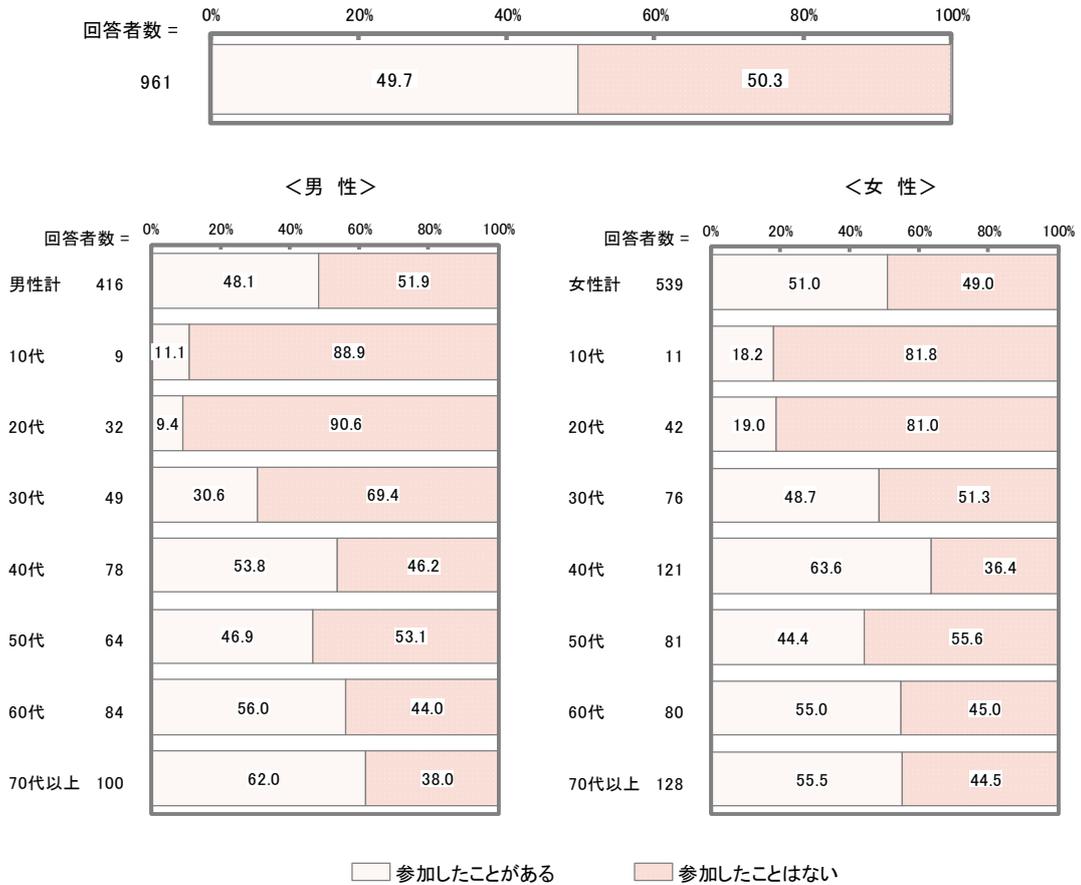
- 行政や企業に期待すること
  - ・ 町内会組織運営にもっと女性を増やしてほしい
  - ・ 市民団体やボランティアに支援してほしい
- 私たちができること
  - ・ 性別にとらわれず、PTA 活動や町内会活動に参加する

### 男女の平等感（地域活動の場）



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

### 地域活動への参加状況



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

## 施策の方向

地域活動やボランティア活動への参画を周知するとともに、男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

また、地域における活動団体への助言・指導やボランティアの養成などに努めます。

### ○ 地域における慣習等の見直し

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	市広報、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望に応じて、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

### ○ 地域における活動団体への支援

事業の項目	内 容	担当課
市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民活動団体の活動拠点となる支援センターを運営します。	市民協働課
市民活動団体への支援金交付	18歳以上の市民に選択投票権を付与し、その結果に応じて市民活動団体に支援金を交付します。	市民協働課
市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	市民協働課
市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	市民協働課
ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育てすけっとバンク登録者を養成する講習会を開催し、「子育てすけっとバンク」についての話、親子ふれあい遊びなどの講習を行います。	子育て支援課
家庭教育支援ボランティア養成講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、実技を含めた講座と体験実習を行います。	生涯学習課
各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

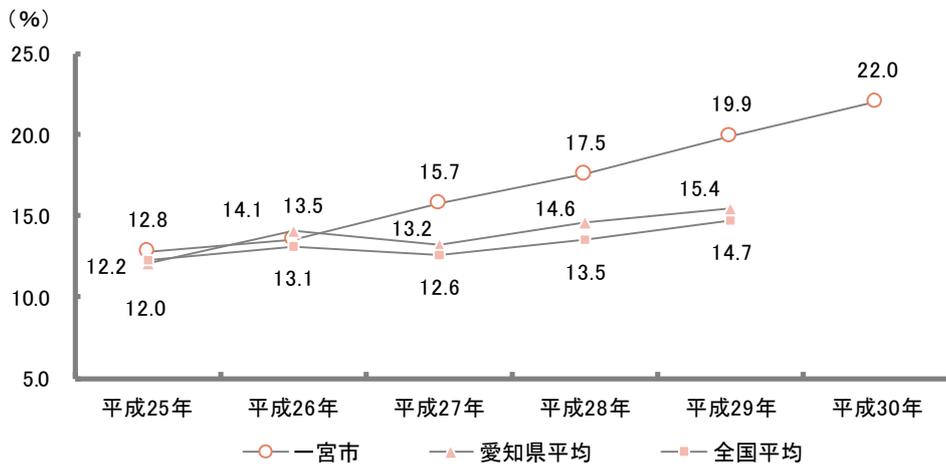
### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### 現状と課題

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や新たな発想を取り入れるため、様々な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

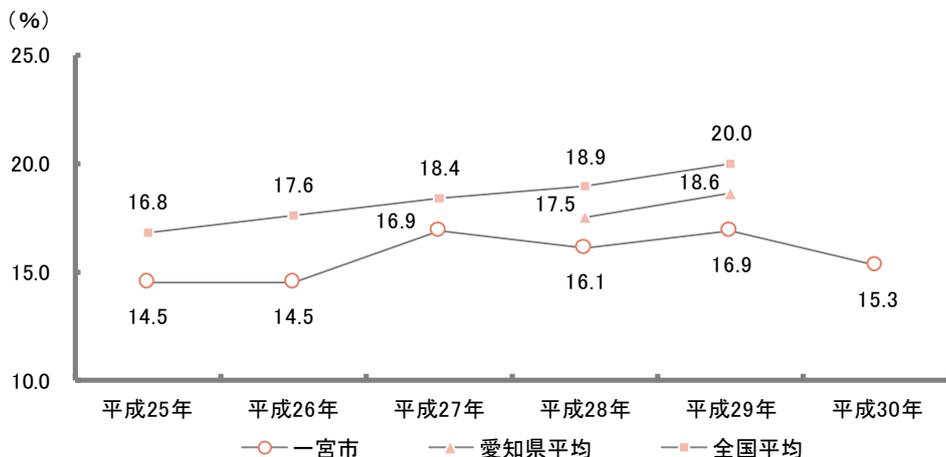
市職員や公立小中学校における女性管理職は増加してきていますが、審議会等における女性委員割合は、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移しており、今後も政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくことが必要です。そのためには女性の政策・方針決定過程への機会均等を確保し、男女間の格差を改善する必要があります。

女性公務員の課長相当職以上の登用状況の推移（市区町村）



資料：市；政策課、  
全国・県；(内閣府)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

教員の管理職の女性比率の推移



資料：市；政策課、  
県；愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況  
全国；(内閣府)「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

## 施策の方向

市の審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

市職員においては、積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

### ○ 審議会等委員への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性の審議会等委員への登用推進	審議会等の委員への女性登用状況調査を内閣府調査に合わせて実施します。 また、各課に対して、市民参加人材名簿の提供、推進会議等を通して、女性登用率向上等を働きかけます。	政策課
市民参加人材名簿の作成、情報提供	審議会・市民会議等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、各課へ情報提供します。	政策課

### ○ 管理職への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
女性教員の管理職への登用推進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるように、管理職登用を図ります。	学校教育課



## (4) 様々な分野における男女共同参画の推進

### 現状と課題

あらゆる分野における女性の参画を促進するには、社会の多様性と活力を高めていくことが重要です。

防災においては、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が反映されなかったという教訓を生かして、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制が整備できるよう、意識を醸成していくことが必要です。

農業においては、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっているものの、農業経営の方針決定における女性の参画状況はいまだ十分でないことから、女性の参画拡大を促進していくことが必要です。

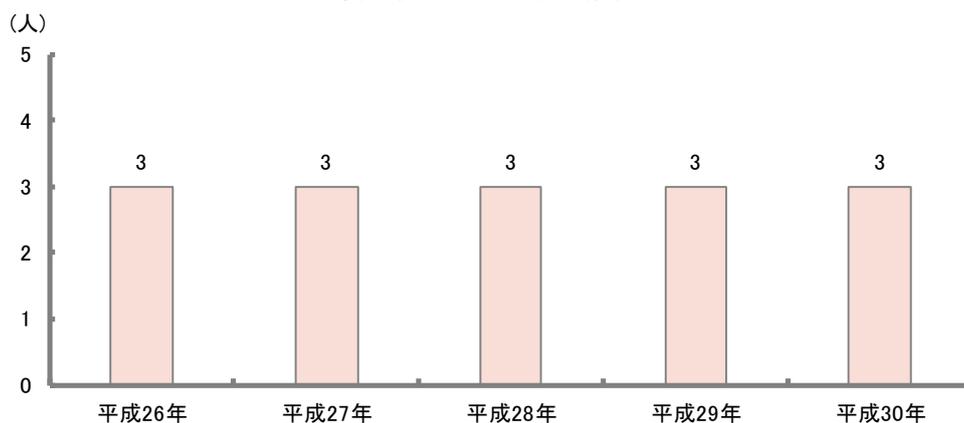
### 施策の方向

防災や農業の分野などでの固定的な性別役割分担を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、女性消防吏員の増加を図るなど、防災の分野における女性の参画を進めます。

また、農業等の従事者が意欲と能力を存分に発揮し、魅力ある農業を確立するため、農村生活アドバイザーの派遣や家族経営協定制度などの普及啓発に努めます。

固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、様々な分野に女性が参画していけるよう、女性の能力開発のための情報提供や学習機会の提供を行います。

消防吏員の女性人数の推移



資料：庁内資料

### ○ 女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	政策課
男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生の企画立案による男女共同参画に関するセミナー等を開催します。	政策課
女性の能力開発のための講座	語学を中心とした能力開発のための講座を開設します。	働く婦人の家
個人及び自主グループの学習の場の提供	個人に対しては、談話コーナー・図書コーナーの利用提供をします。グループについては、各講習室・料理実習室・軽運動室の利用提供をします。	働く婦人の家

### ○ 地域防災における男女共同参画の充実

事業の項目	内 容	担当課
地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れていきます。	危機管理課
出前講座	出前講座で、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。	危機管理課
自主防災リーダー養成	男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。	危機管理課
婦人消防クラブに関する活動支援	一宮市総合防災訓練参加、愛知県消防学校指導者科1日入校等を行います。	予防課

### ○ 農業等における男女共同参画の推進

事業の項目	内 容	担当課
農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農村生活アドバイザー協会の活動に対して人的支援を行います。 一宮市女性農業者会議の運営に対して補助を行います。	農業振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する人的支援を行います。	農業振興課

## 基本目標 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	健康に暮らしていると感じている人の割合（女性）	76.8%	81.0%
2	子宮頸がん検診受診率	13.5%	50.0%
3	乳がん検診受診率	16.2%	50.0%
4	性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合	54.6%	90.0%

※成果指標 1、4の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

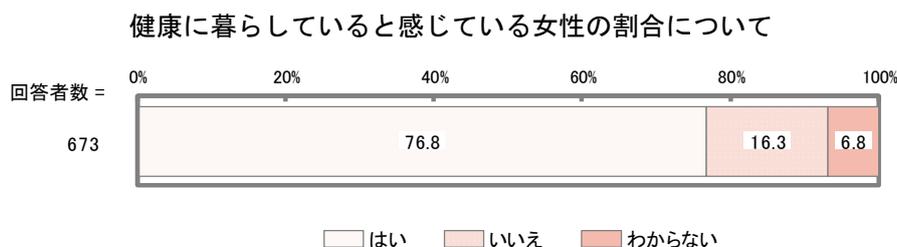
### （1）生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

#### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。このため、女性が生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

また、住民健診の受診率は向上していないことから、健康づくりのより一層の普及啓発が必要です。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

## 施策の方向

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために、住民健診の実施、専門職による健康相談の実施や健康情報の提供等に取り組みます。

妊娠から出産期においては、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。

### ○ 健康情報の提供の充実

事業の項目	内容	担当課
健康ひろばやウェブサイトによる健康情報の提供	健康ひろばを市広報と一緒に配布するとともに、健康情報をウェブサイトに掲載します。	健康づくり課

### ○ 健康診断・検診制度の充実

事業の項目	内容	担当課
子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん検診は20歳の方、乳がん検診は40歳の方へ、無料クーポン券を配布します。	健康づくり課
女性のための健康診査	18歳から39歳までの女性に血液検査等を行います。さらに節目の20・25・30・35歳で希望者には骨密度測定を実施します。	健康づくり課
節目骨健診	40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の女性に骨密度測定を実施します。	健康づくり課

### ○ 妊娠・出産期の母親の健康管理

事業の項目	内容	担当課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査(14回)の受診票を交付し、受診勧奨します。 母子健康手帳の交付時に、妊娠中から産後1男以内の間に受診できる妊産婦歯科健康診査受診票(1回)を交付します。	健康づくり課
妊娠32週家庭訪問	妊婦に対して家庭訪問し、妊娠中の生活や出産後の育児、保健サービスについて助言します。	健康づくり課
不妊治療費補助金の交付	不妊治療費の補助をします。	健康づくり課

## ○ 産前・産後の母親の支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児・産婦訪問	新生児・産婦訪問を一宮市助産師会に委託します。乳児がいる家庭（新生児産婦訪問を受けていない方）に訪問員・保健師が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康づくり課
新米ママさん教室	助産師や栄養士が話し、個別相談や交流会を行います。	健康づくり課
産後ヘルプ	出産前・出産後の体調不良のため家事や育児が困難な方、または多胎児を出産した方（依頼者）に、家事や育児の援助をしてくれる方（援助者）を紹介します。	子育て支援課



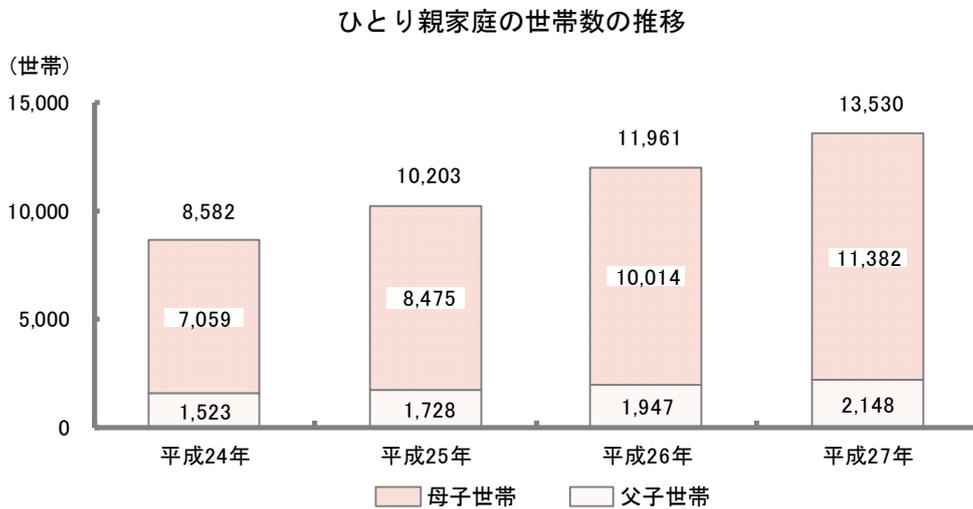
## (2) 様々な困難を抱える人々への支援

### 現状と課題

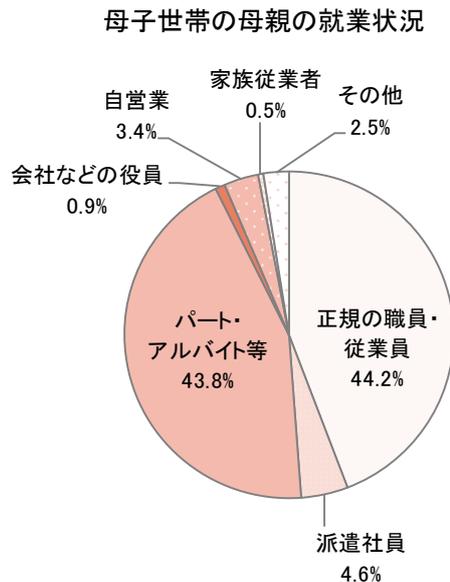
ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、継続して増加しており、特に母子家庭において、その傾向が顕著です。

厚生労働省が実施した「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の約半数が非正規雇用労働者となっています。ひとり親家庭、特に母子家庭は安定した生活を送るだけの収入を得ることが難しい状況にあります。

本市では、高齢単身者、要介護認定者など、支援を必要とする人が増加しており、誰もが安心して暮らせる環境整備が求められます。

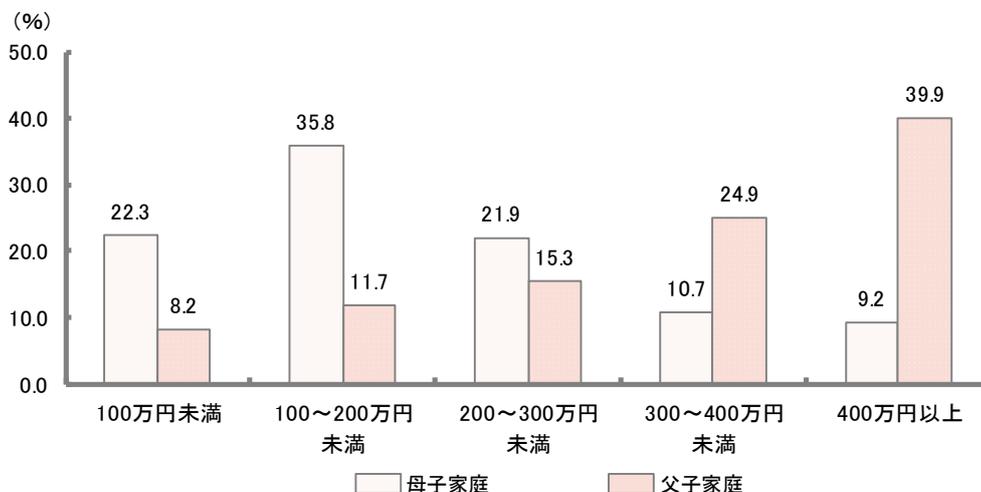


資料：国勢調査



資料：全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）

ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（2016年）



資料：全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）

### ワークショップからの意見

- 行政や企業に期待すること
  - ・ 障害者に働く場を与えてほしい

### 施策の方向

日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。

また、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせるよう、行政や関係団体、地域が密接に連携した総合的な支援や相談体制の構築を進めます。

### ○ 就労支援の充実

事業の項目	内容	担当課
障害者の就労の場の充実	就労を希望する障害者に対し、ヘルパーの派遣や就労に向けた訓練等を提供する日中活動系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	福祉課
雇用奨励金の支給	身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに雇用した事業者や公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満60歳以上の高年齢者を1年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払い支援します。	商工観光課

## ○ 日常生活支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
障害者支援施策の推進	「第2次一宮市障害者基本計画」や「第5期一宮市障害福祉計画・第1期一宮市障害児福祉計画」に基づいた様々な施策を実施し、障害者支援施策を推進します。	福祉課
市営住宅に関する支援	入居申込資格のうち、収入基準において優遇措置を実施します。	住宅政策課

## ○ 相談体制の整備

事業の項目	内 容	担当課
高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
障害者相談	障害者やその家族、支援者などから日常生活での様々な困りごとについて、電話・面接・訪問などにより相談を受け付けます。	福祉課

## ○ ひとり親家庭への経済的支援

事業の項目	内 容	担当課
母子・父子家庭等医療助成	満 18 歳に到達する、年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
県・市遺児手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に県・市遺児手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての案内、貸付申請支援を行います。	こども家庭相談室

## ○ ひとり親家庭への自立支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣を継続します。	こども家庭相談室
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	こども家庭相談室
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の父・母に対し、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭相談室
ひとり親家庭支援制度の周知	ひとり親家庭への支援制度・事業についてのリーフレット等を配布し、周知を行います。	こども家庭相談室
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員・就業支援専門員による相談の実施を継続します。	こども家庭相談室
母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘

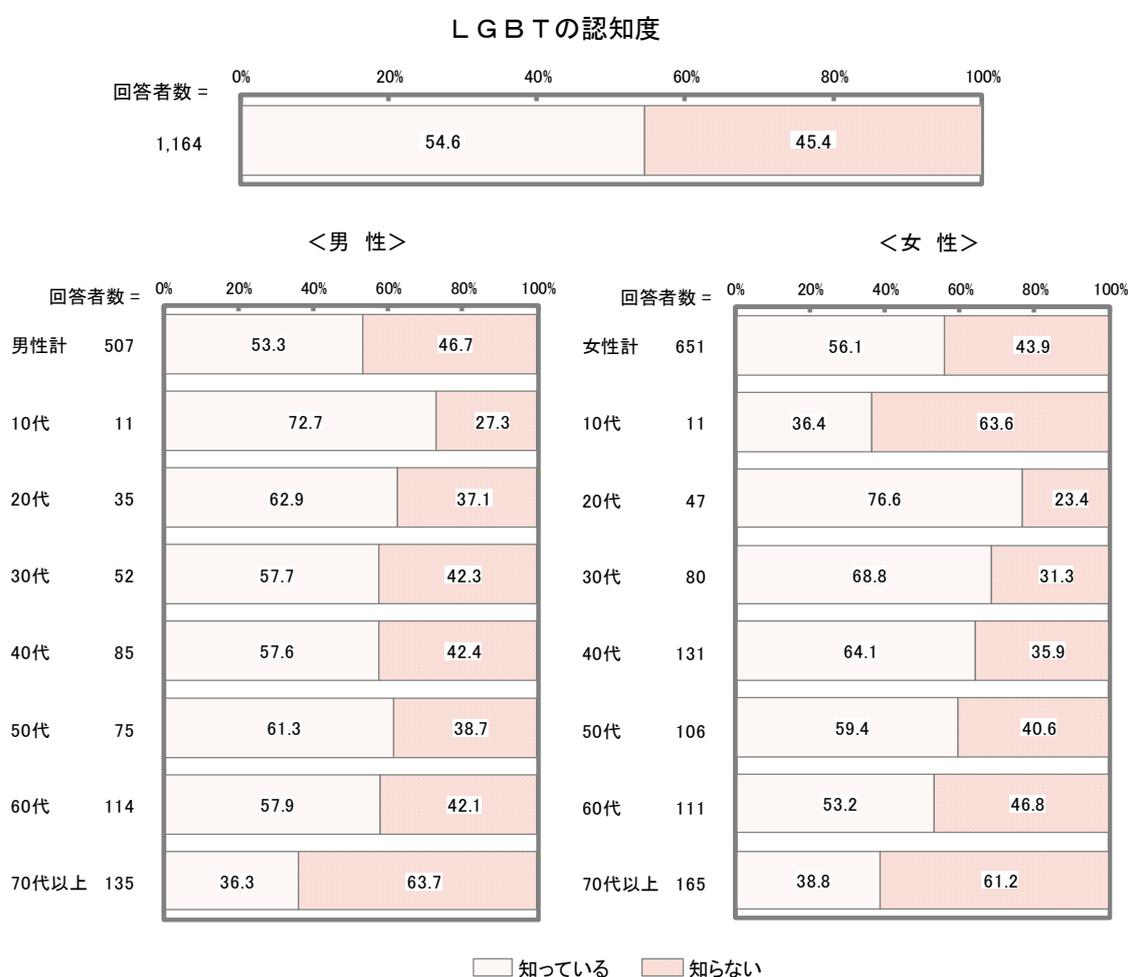


### (3) 性的少数者（LGBT等）への理解促進

#### 現状と課題

性的少数者（LGBT等）の方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。民間による統計・調査では、LGBT等の割合は、人口の約8%との結果が出ています。

市民アンケート調査では、LGBTという言葉を知っている人の割合は5割ほどになっており、年齢によって差がみられる状況です。多様な性のあり方について、より理解が進むよう幅広い取組が求められています。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

#### ワークショップからの意見

##### ○ 行政や企業に期待すること

- ・だれもがのびのびと生きられる、個性を認める社会を実現して欲しい

## 施策の方向

人権尊重の観点から、学校や家庭、地域などあらゆる場において多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。

### ○ 性的少数者への理解促進

事業の項目	内 容	担当課
性的少数者についての意識啓発	講座や研修等を開催し、性的少数者（LGBT等）に対する市民の理解を深めます。	政策課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課

## 基本目標5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(一宮市DV対策基本計画)

### 指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	DVを理解している人の割合	86.2%	90.0%
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	55.3%	75.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

「第3次一宮市男女共同参画計画」の基本目標のひとつである「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「一宮市DV対策基本計画」を包括しています。

### 一宮市DV対策基本計画の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まったことから、平成23(2011)年3月に「第2次一宮市男女共同参画計画」に含まれるものとして、DV対策の充実を図るために「一宮市DV対策基本計画」を策定し、その後は、「男女共同参画計画」の改訂にあわせて見直しています。

なお、DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DVとは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいうが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとする。

－DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定－

[配偶者とは]：婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者

※生活の本拠をともにし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

[暴力の形態]：身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

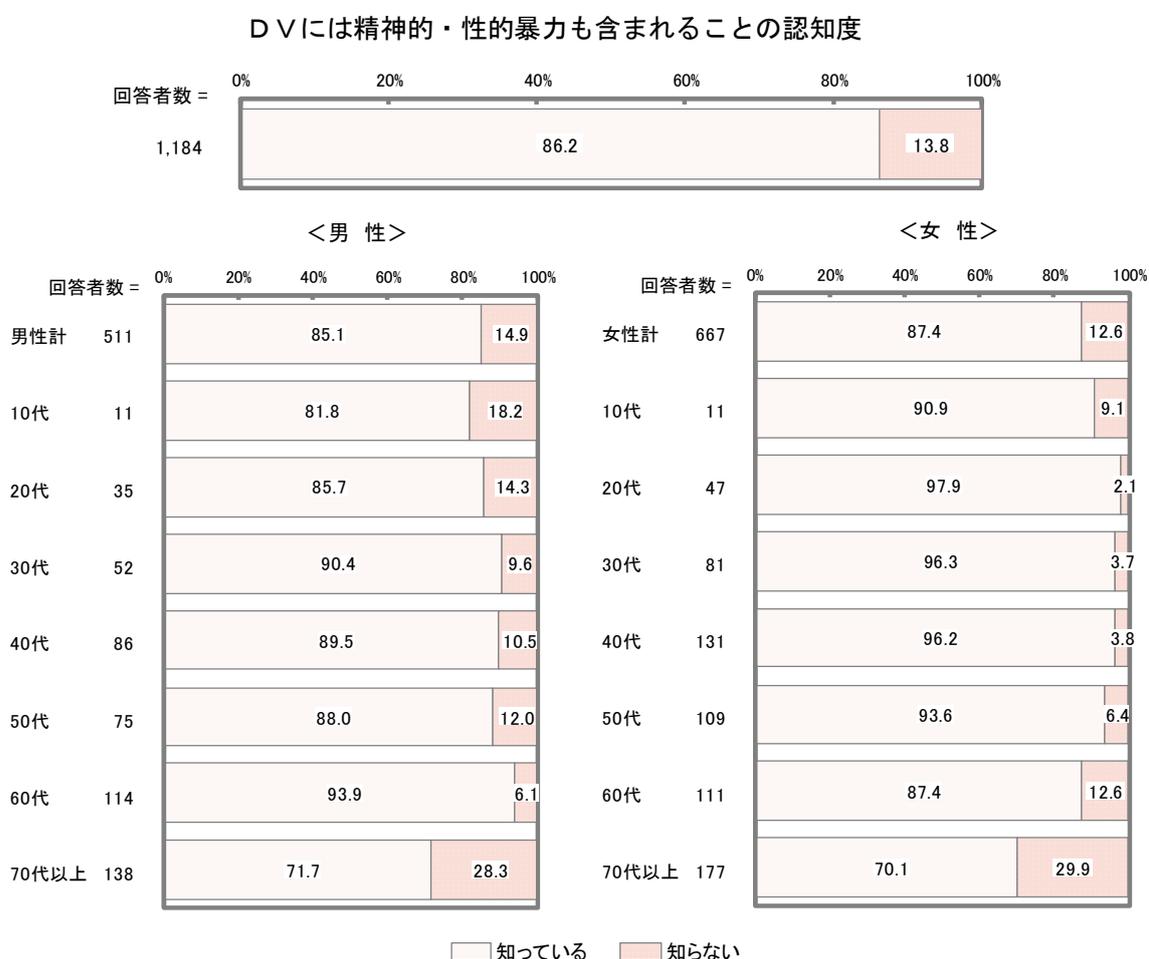
## (1) DV等に関する啓発活動の推進

### 現状と課題

DV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。

市民アンケート調査では、DVを理解している人の割合は86.2%であり、配偶者等に対する暴力に関する認知度は高まっています。

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、引き続き、積極的な広報・啓発を行い、DVに対する正しい知識の普及を進め、「どのような暴力も絶対に許さない」という気運を醸成していくことが求められます。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

## 施策の方向

DV等について、男女共同参画情報紙や広報など各種媒体を通じ、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止あるいは早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。

### ○ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	広報紙、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課



## (2) DV相談体制の整備

### 現状と課題

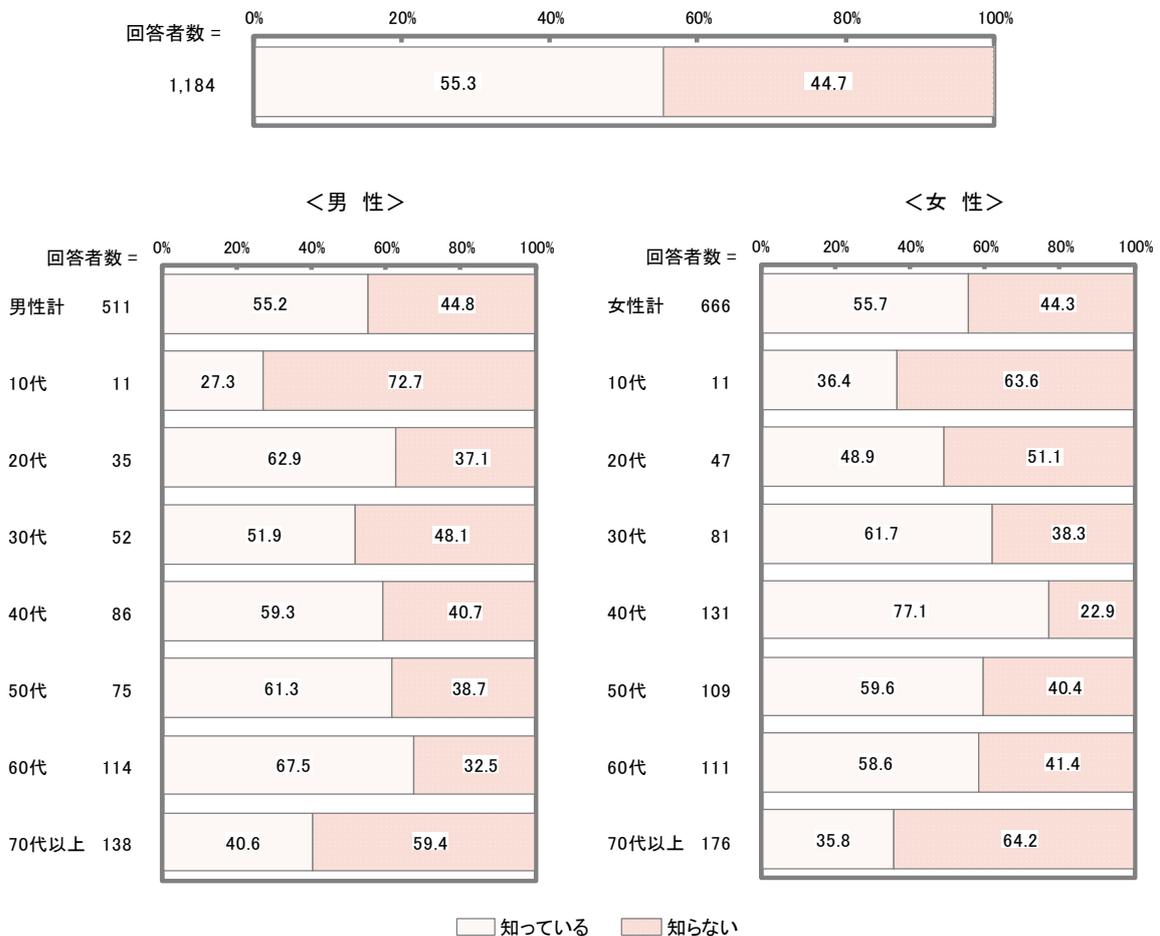
安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。相談窓口は、様々な情報提供を行い、被害者自身の意思による問題解決を支援する役割を担います。

市では、DV相談を実施しています。DVに関する相談件数の推移は横ばいですが、今後も潜在化しているDVへの対応や被害者を継続支援するために、総合的な相談窓口が必要です。

市民アンケート調査では、DV相談窓口の認知度は53.1%でした。やや高まりつつあるものの、十分とはいえません。市の相談窓口をはじめ、国、県などが設置している相談窓口のさらなる周知を行うことが求められます。

様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応する方法を確立し、相談窓口機能の向上を図ることが必要です。また、関係機関や民間団体との連携を強化することも必要です。

DV相談窓口の認知度



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

## 施策の方向

### 1 相談窓口体制の整備

相談体制の整備を推進するとともに、リーフレットなどで相談窓口の周知を図ります。

#### ○ 相談窓口や支援に関する情報の周知

事業の項目	内容	担当課
リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布、市ウェブページなどで相談窓口、支援情報の周知を図ります。	こども家庭相談室

#### ○ 総合的相談窓口の運営

事業の項目	内容	担当課
DV相談の実施	DVに関する相談を実施します。	こども家庭相談室
こども家庭相談室の運営	女性相談、児童相談、ひとり親家庭相談に応じるこども家庭相談室を運営します。	こども家庭相談室



## 2 相談対応の質の向上

様々な状況に配慮した相談対応を行い、関係機関との連携を強化しながら相談対応の質の向上を図ります。

### ○ 被害者に配慮した相談対応

事業の項目	内 容	担当課
外国人に対する配慮	テレビ電話による通訳サービスを活用して相談を実施します。	こども家庭相談室
障害者、高齢者に対する配慮	障害者は福祉課と高齢者は高齢福祉課と連携して対応します。	こども家庭相談室
安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	こども家庭相談室

### ○ 相談支援体制の充実

事業の項目	内 容	担当課
県女性相談センター、警察、民間支援団体等との連携強化	県女性相談センター、警察、民間支援団体等との情報交換、協議等を進め、連携強化による相談支援体制の充実を図ります。	こども家庭相談室

### (3) DV被害者への自立支援の充実

#### 現状と課題

被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。被害者に対する自立支援は、各種の生活や児童に関する支援制度・事業を活用して実施することとされています。

市では、警察署、児童相談センター、庁内各課との連携により被害者に対する円滑な支援を行うため、ネットワークとして一宮市要保護児童対策地域協議会にDV対策部会を設置しています。

適切な支援を実施するため、庁内の連携・協働体制をさらに充実させるとともに、相談や支援にあたる職員がDVの特性を理解し、二次的被害を及ぼすことなどを防止する必要があります。

関係機関との連携や庁内ネットワークの活動の充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図っていくとともに、支援におけるワンストップ化を推進することが求められます。また、住宅確保、精神的被害などに対する支援については、民間団体との連携が有効なこともあります。

一宮市要保護児童対策地域協議会DV対策部会の構成機関

関係機関	部課等
愛知県警察	一宮警察署生活安全課
愛知県	一宮児童相談センター児童育成課
一宮市（庁内）	総合政策部政策課
	総合政策部市民協働課
	市民健康部市民課
	市民健康部保険年金課
	市民健康部健康づくり課
	福祉部福祉課
	福祉部生活福祉課
	福祉部高年福祉課
	こども部保育課
	こども部子育て支援課
	こども部こども家庭相談室（事務局）
	こども部朝日荘
	教育文化部総務課
教育文化部学校教育課	

## 施策の方向

### 1 支援体制の整備

関係機関や庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

#### ○ 連携体制の強化

事業の項目	内容	担当課
DV対策部会の開催	関係機関や庁内の連携ネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会を開催します。	こども家庭相談室

#### ○ 支援における二次的被害の防止・情報保護

事業の項目	内容	担当課
関係職員に対する啓発・研修	一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会において、啓発用文書を作成配布し、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	こども家庭相談室

### 2 連携による支援の推進

DV対策部会を通じ、支援の調整やワンストップ化など連携による支援を推進します。必要に応じて、民間支援団体とも連携していきます。

#### ○ 支援の総合的实施

事業の項目	内容	担当課
支援の着実な実施	一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会を開催し、関係機関、庁内関係課における被害者支援状況を集約・調整します。	関係各課
支援のワンストップ化推進	庁内DV相談連絡票を活用し、被害者の精神的負担軽減を推進します。	こども家庭相談室

#### ○ 民間支援団体との連携

事業の項目	内容	担当課
民間支援団体との連携	住宅確保などに対する支援については、必要に応じて、民間支援団体と連携します。	こども家庭相談室



## 市の率先行動

### 地域のモデルとしての一宮市

#### 現状と課題

男女がともに活躍できる社会を実現するためには、まず市が率先して男女共同参画の取組を進めていかなければなりません。

また、市内事業所の模範となるため、市は、ワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業中の職員への職場復帰支援など、男女共同参画の率先行動をより一層進めていくことが必要です。

#### 施策の方向

市が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、多様な働き方や男女がともに育児休業・介護休暇等を取得できる環境づくりを積極的に行い、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

事業の項目		内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	iスタイル勤務	フレックスタイム制や時差出勤制度などの、ライフスタイルに合わせた、より柔軟な働き方を可能にする市オリジナルの勤務体制「iスタイル勤務」を推進します。
	ノー残業デーの周知徹底	定時退庁促進のため週1回実施しているノー残業デーでは、庁内放送等により一層の周知を図るとともに、人事当局の管理職員の巡回指導による定時退庁の徹底を図ります。
	時間外勤務の削減	各課（公所）の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図ります。 また、時間外勤務の多い職場の状況について、当該所属からヒアリングを行い、時間外勤務縮減のための方策を検討します。
	育児の日の設定	職員が育児に積極的に関わることができるよう、毎月19日を「育児の日」とします。また、毎月19日又はその前後を含めて、月に1日程度は、育児を担うべき全ての職員が休暇を取得するよう働きかけます。
育児休業取得の推進	育児休業	子が3歳に達するまで、育児休業取得を推進します。特に、取得実績の少ない男性職員について、取得率の目標を定め取得率の向上を目指します。
育児休業中の職員への職場復帰支援	職員へのタブレット端末貸出	育児休業を取得している市職員のうち、希望者にタブレット端末を貸与し、職務能力の回復や必要な知識の習得を支援し、職員が円滑に職場復帰できることを目指します。

# 第5章

## 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局と関連部局が積極的に連携し、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取組については、担当部局により、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「一宮市男女共同参画推進会議」によって、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

#### (2) 市民や地域との連携

地域に向け広く計画を周知することにより、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の高揚を図ります。

特に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、市内事業所と積極的に連携して取組を進めます。



## 2 進捗管理方法

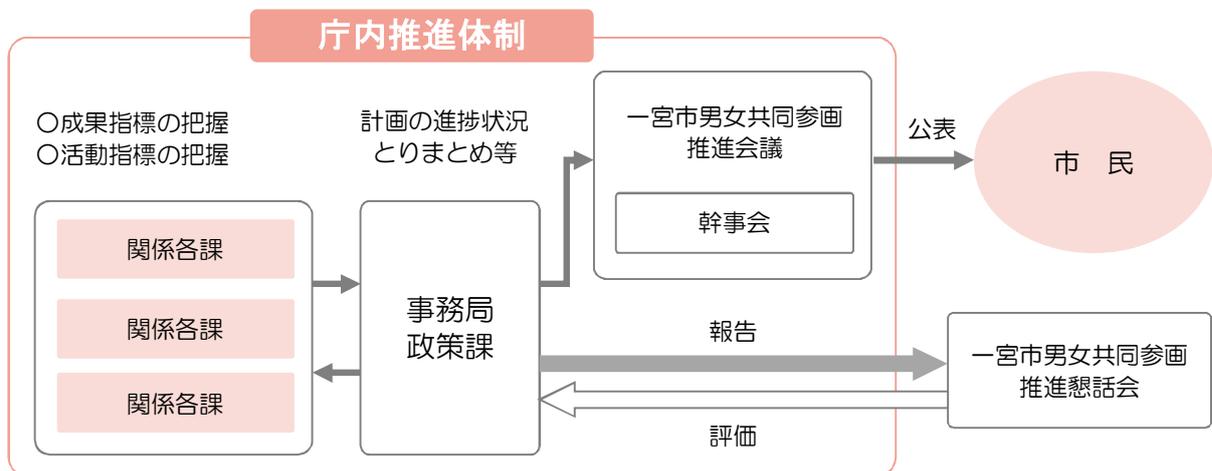
本計画においては、目標の達成具合を表す「成果指標」と事業の実績等を的確に表す「活動指標」の2種類の指標を設定します。指標を毎年把握することで、どれだけの効果が得られたのか、客観的に示し、事業計画の見直し等に反映していきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

具体的な進捗管理の流れは、以下のとおりです。

- ・ 成果指標の把握
- ・ 活動指標の把握
- ・ 計画の進捗状況を取りまとめたもの（推進計画・実績報告）を男女共同参画推進懇話会にて報告・検討・評価
- ・ 男女共同参画推進会議を経て、各課へ評価結果をフィードバックするとともに、市民へ公表

【進捗管理のイメージ】



### 3 成果指標一覧

	成果指標	基準値	目標値
		2018 年度	2023 年度
基本目標 1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	16.0%	20.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	39.0%	30.0%
基本目標 2	男女差なく働けると感じる人の割合	72.1%	80.0%
	就職を希望する女性の就職率	5.6%	9.0%
	男性の育児休業取得率	7.9%	14.0%
	女性の育児休業取得率	94.4%	100%
	待機児童が発生している学校区数 (放課後児童クラブ)	7 校区	4 校区
基本目標 3	家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合	36.9%	45.0%
	町会長の女性比率	6.0%	10.0%
	審議会等委員への女性登用率	31.0%	40.0%
	市職員における女性管理職の割合	22.0%	25.0%
	公立小中学校の教員における女性管理職の割合	15.3%	17.0%
	消防吏員の女性人数	3 人	6 人
基本目標 4	健康に暮らしていると感じている人の割合(女性)	76.8%	81.0%
	子宮頸がん検診受診率	13.5%	50.0%
	乳がん検診受診率	16.2%	50.0%
	性的少数者(LGBT等)について知っている人の割合	54.6%	90.0%
基本目標 5	DVを理解している人の割合	86.2%	90.0%
	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	55.3%	75.0%

※基準値は無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

※目標値の考え方については、過去の実績からの伸び率等を勘案して、将来の数値を設定しています。また、関連計画に設定されている数値目標との整合を図っています。

## 算出方法

市民アンケート調査で、「社会全体において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100

市民アンケート調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方に『賛成』」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100

市民アンケート調査で、「職場で男女の区別なく働くことができていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100 ※働いている人（パート職員を含む）対象

ハローワーク一宮での職業相談業務にて受け付け、就職できた女性の数／相談業務にて受け付けた女性の数×100

市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している男性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）

市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している女性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）

各年4月1日時点で待機児童が発生している学校区数（放課後児童クラブ）

市民アンケート調査で、「家庭生活において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100

女性の町会長数／町会長総数×100

法令・条例等に基づく審議会等における女性委員数／審議会等委員総数×100

市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100

校長、教頭、主幹教諭における女性管理職の在職人数／校長、教頭、主幹教諭総数×100

消防吏員の女性職員数

市民アンケート調査で女性で「心身ともに健康に暮らしている」と答えた人数／アンケート回答女性総数（無回答者は除く）×100

子宮頸がん検診受診者数／当該検診対象者数×100

乳がん検診受診者数／当該検診対象者数×100

市民アンケート調査で、「LGBTという言葉を知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100

市民アンケート調査で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれることについて知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100

市民アンケート調査で、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100



## 參考資料

---

## 1 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
平成 29 年度	
1月 20日	男女共同参画ワークショップ開催
3月 27日	第2回一宮市男女共同参画推進懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次一宮市男女共同参画計画策定スケジュール（案）について</li> <li>・男女共同参画計画ワークショップ開催結果報告</li> </ul>
平成 30 年度	
4～5月	市民アンケート実施
6月 21日～26日	第1回一宮市男女共同参画推進会議 幹事会
7月 2日～5日	第1回一宮市男女共同参画推進会議
7月	関係各課ヒアリング
7月 13日	第1回一宮市男女共同参画推進懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査結果報告</li> <li>・計画の体系案について審議</li> </ul>
8月 16日～22日	第2回一宮市男女共同参画推進会議 幹事会
8月 31日	第2回一宮市男女共同参画推進会議
9月 14日～20日	第3回一宮市男女共同参画推進会議 幹事会
9月 26日～10月2日	第3回一宮市男女共同参画推進会議
10月 12日	第2回一宮市男女共同参画推進懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案について審議</li> </ul>
10月 19日～25日	第4回一宮市男女共同参画推進会議 幹事会
10月 29日～11月5日	第4回一宮市男女共同参画推進会議
11月 15日	第3回一宮市男女共同参画推進懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメント案について審議</li> </ul>
12月 11日～1月 16日	市民意見提出制度（パブリック・コメント）実施
1月 24日～28日	第5回一宮市男女共同参画推進会議 幹事会
1月 29日～2月 1日	第5回一宮市男女共同参画推進会議
2月 1日	一宮市男女共同参画推進懇話会へパブリック・コメント実施結果の報告
3月	「第3次一宮市男女共同参画計画」策定

## 2 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿

(設置)

第1条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について、有識者から意見を聴き、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、一宮市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事務掌握)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について、調査審議する。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する委員 15 名以内で構成する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とにならないよう努めなければならない。

(組織)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

3 懇話会には、必要あるときには部会をもうけることができる。

(招集等)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が招集するほか、市長の承認を得て会長が招集することができる。

2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(敬称略)

	役 職	氏 名	所 属	区 分
1	会長	日置 雅子	愛知県立大学 名誉教授 特定非営利活動法人 ウィル21フォーラム 理事長	学識経験者
2	副会長	伊藤 広恵	一宮市立大志小学校 校長	学校代表
3	委員	柴田 雄二	一宮市議会 総務委員会 委員長 (～H30.4)	一宮市 議会議員
		竹山 聡	一宮市議会 総務委員会 委員長 (H30.5～)	
4	委員	渋谷 典子	愛知大学・愛知淑徳大学・中京大学 非常勤講師 公益財団法人21世紀職業財団愛知県駐在代表	学識経験者
5	委員	櫻井 理恵	修文大学短期大学部 教授	学識経験者
6	委員	豊嶋 吉武	一宮公共職業安定所 所長 (～H30.3)	関係公所
		神野 智恵子	一宮公共職業安定所 所長 (H30.4～)	
7	委員	丹羽 明男	尾張県民事務所 県民安全課 県民担当 (～H30.3)	関係公所
		一柳 隆光	尾張県民事務所 県民安全課 県民担当 (H30.4～)	
8	委員	丹羽 恵子	一宮保健所 健康支援課長 (～H30.3)	関係公所
		竹島 久美子	一宮保健所 健康支援課長 (H30.4～)	
9	委員	後藤 真奈美	一宮市地域女性団体連絡会 会計 (～H30.4)	団体代表
		土川 ますみ	一宮市地域女性団体連絡会 会計 (H30.5～)	
10	委員	吉田 拓也	一宮市小中学校PTA連絡協議会 副会長 (～H30.4)	団体代表
		野田 一郎	一宮市小中学校PTA連絡協議会 副会長 (H30.5～)	
11	委員	坂井田 純子	公益社団法人 一宮青年会議所 副理事長 (～H30.12)	団体代表
		青山 直生	公益社団法人 一宮青年会議所 副理事長 (H31.1～)	
12	委員	玉腰 和也	いちい信用金庫 人事部長 (愛知県ファミリー・フレンドリー企業) (～H30.10)	企業代表
		木村 健一	いちい信用金庫 人事部長 (愛知県ファミリー・フレンドリー企業) (H30.11～)	
13	委員	岡西 美子	男女共同参画情報紙『いーぶん』編集協力者	市 民
14	委員	森 律子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	市 民
15	委員	石田 智子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	市 民

### 3 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、一宮市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 推進会議の会長には市長を、副会長には副市長をもって充てる。
- 3 委員には、一宮市幹部会議等要綱第3条第1項の規定により幹部会議を構成する者（市長、副市長を除く。）をもって充てる。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、幹事会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 男女共同参画計画の策定に向けての調査・研究に関すること。
  - (2) 男女共同参画に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
  - (3) 男女共同参画に関する施策の調査及び研究に関すること。
- 4 幹事会は、幹事会長が招集する。
- 5 幹事会長は、第1項に掲げる職員のほか、必要に応じて関係職員を構成員とすることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委託)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

別表（第5条関係）

総合政策部	広報課長、政策課長、人事課長、市民協働課長
総務部	危機管理課長、契約課長
市民健康部	市民課長、保険年金課長、健康づくり課長
福祉部	福祉課長、高年福祉課長、介護保険課長
こども部	子育て支援課長、こども家庭相談室長、保育課長、青少年育成課長
経済部	商工観光課長、農業振興課長、働く婦人の家館長
まちづくり部	住宅政策課長
教育文化部	学校教育課長、生涯学習課長、図書館事務局長

## 4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

#### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政

府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。  
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則

(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則抄

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動

を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴

力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2ヶ月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであっ

て、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いであると認めるに足りる申立ての時にける事情
  - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
  - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
  - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称  
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所  
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容  
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を

求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくはは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについては、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項

から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 ヶ月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 ヶ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本

文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する

暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2ヶ月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

（平成19年7月11日法律第113号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則

(平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 ヶ月を経過した日から施行する。

附 則

(平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定  
公布の日
- (2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

## 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第 2 章 基本方針等

#### （基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要

件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使

用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 第 20 号の 26 の次に次の 1 号を加える。

20 の 27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

(内閣府設置法の一部改正)

第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------------	--

附則

(平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 7 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標: 平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> </ul>			
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置</li> </ul>			
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回いちのみや婦人のつどい開催(以降平成23年まで毎年開催)</li> </ul>
	1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」第1回報告書発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける</li> </ul>	
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」—平等、発展、平和—中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>			
	1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一宮市婦人グループ連絡会発足</li> </ul>
	1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」—平等、発展、平和—の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキャップ地域会議(東京)</li> </ul>			
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年—平等、発展、平和—ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>			
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大、任務も拡充</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>男女雇用機会均等法施行・国民年金法の一部改正施行</li> </ul>			

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>婦人問題企画推進本部参与拡充</li> </ul>		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必須等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける</li> <li>「あいち女性プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一宮市地域婦人団体連絡会発足（以前は一宮市地域連合婦人会）</li> </ul>
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会拡大会期</li> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>働く婦人の家（ききょう開館内）開館</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）」策定</li> <li>「育児休業法」の公布（施行1992）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性総合センター基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育審議会「婦人の社会参加について」答申</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>			
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）</li> <li>「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画審議会設置（政令）</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち農山漁村女性プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一宮市高齢者保健福祉計画（一宮思いやりライフ21プラン）」策定</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）</li> </ul>		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進連携会議発足</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題懇話会設置</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>「男女雇用機会均等法」の改正</li> <li>「介護保険法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性行動計画策定に向けて」市長へ答申</li> <li>「障害者基本計画」策定</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1999年 (平成11年)	・エスキャップ ハイレベル政府間会議（バンコク）	・「男女共同参画社会基本法」制定 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定（12月）		・「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	
2002年 (平成14年)			・愛知県男女共同参画推進条例制定	
2003年 (平成15年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第4、5回報告審査開催	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次改正）及び同法に基づく基本方針策定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京十 10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「あいち子育て・子育て支援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定</li> </ul>	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(第2次改正)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第6次一宮市総合計画」に、男女共同参画に関連する施策である『男女それぞれの個性や能力を生かせる環境をつくる』(施策51)を掲げる</li> </ul>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画意識に関する調査」実施</li> <li>新しい男女共同参画計画について、男女共同参画推進懇話会へ諮問</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい男女共同参画計画について市長へ答申</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UNWomen)」正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更</li> </ul>	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3次改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置</li> </ul>	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会/「北京+20」記念会合(ニューヨーク国連本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン2020」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)~138ハートフルプラン~策定</li> </ul>
2016年 (平成28年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)~138ハートフルプラン~一部改定</li> </ul>
2018年 (平成30年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施</li> </ul>

## 8 用語解説

### 【あ行】

#### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

#### エンパワーメント

力（パワー）をつけることの意。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

#### LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

### 【か行】

#### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

#### キャリア教育

キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

#### 固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めること。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

### 【さ行】

#### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくりあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

## 時差出勤

勤務時間の始業、終業時間をずらす取り組み。

## 市町村基本計画

DV防止法第2条に基づき、市町村が定める、当該区域内における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画。

## 市町村推進計画

女性活躍推進法第6条に基づき、市町村が定める、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。

## 【た行】

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

## 【な行】

### 二次的被害

相談にあたる者や支援を担当する職務関係者の言葉や態度により、被害者にさらなる精神的被害を及ぼしてしまうことをいう。

## 【は行】

### フレックスタイム

労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。

### ファミリー・フレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けている。

### ポジティブ・アクション

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんど配置されていない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。





### 第3次一宮市男女共同参画計画

平成31年3月

発行 一宮市

編集 総合政策部政策課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-8952

FAX 0586-73-9128

E-mail [seisaku@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:seisaku@city.ichinomiya.lg.jp)